

随意契約理由書

1 案件名称

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市各区社会福祉協議会

3 随意契約理由

地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築する必要があることから、これまで地域において実施してきたコミュニティソーシャルワーク（相談支援等）機能と次の①～③の機能を一体的に果たすことにより、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」として実施する。

- ① 地域の見守り活動への支援
- ② 孤立世帯等への専門的対応
- ③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

本事業は、福祉の専門職である「見守り支援ネットワーク（CSW）」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティの形成も行っていくものである。

このため、①の実施にあたっては、単なる名簿情報の収集・管理とするのではなく、名簿情報及び同意確認を行う際の家庭訪問等から得られた情報から、要援護者の抱える課題を把握・分析し、②の機能に繋げていく必要がある。また、地域の見守り活動に対する助言を行い、見守り活動の活性化のための支援が求められる。②の実施にあたっては、①を実施する中から把握した要援護者情報をもとに、アウトリーチを行うことにより、現在まで支援に繋がっていなかった方や、支援を受けることに対して抵抗がある要援護者について、粘り強く家庭訪問等を行うことなどにより、本人の真のニーズと専門的判断に基づき、必要であれば既存の地域資源・福祉サービスに繋げていく必要がある。さらに、既存のサービスがない場合には、新たな活動やサービスの開発に向けた提言も求められる。

また、③については、認知症高齢者等が行方不明時に早期に発見するための取り組みであるが、協力者を拡大し、地域のネットワーク化を行うことも視野に入れて実施していく必要がある。

これまで述べたように、これらの事業は地域を基盤にして要援護者の支援を行うものであり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

一方、区の社会福祉協議会は、平成26年4月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結しており、行政と社協の役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働して地域福祉の推進を図っている。

さらに、前述したとおり本事業は、地域における支援であることから対象者が幅広く、名簿情報の収集・整理や地域において潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応・地域の組織化に向けた積極的な支援も求められ、業務内容は非常に広範囲に及び、「見守り支援ネットワーク」が、疲弊することのないよう、「見守り支援ネットワーク」に対するフォロー体制の確保も必要であると考えられる。そのような視点からも、福祉の専門職団体で構成される社会福祉協議会において活動することで、専門職同士で助言・相談を行う協力体制が構築され、より良い支援を展開していくことが期待される。

このことから、事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市各区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部地域福祉課（電話番号 06-6208-7954）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市緊急援護資金貸付事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市民生委員児童委員協議会

会長 小嶋 憲子

3 随意契約理由

大阪市緊急援護資金貸付制度は、生活福祉資金、年金、母子父子寡婦福祉資金、生活保護、傷病手当金の支給決定を受けた者が、その支払日までに資金調達が困難な場合に、その世帯の援護のために緊急に必要な資金を貸し付けることにより、経済的自立及び生活意欲等の助長促進を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的としている。

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の職務としては民生委員法第14条に住民の生活状態を適切に把握し、福祉事務所をはじめ関係機関と協力し、様々な福祉サービスの適切な利用のために必要な情報提供をすること等が定められ、特に同条第2項において「援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと」と規定され、また活動上知り得た情報についての守秘義務が同法第15条で規定されている。

貸付業務の実施については、単に一時的な資金を貸し付け、償還指導するだけではなく、支援を要する貸付対象世帯の人権の尊重やプライバシーの保護という基本に立ち、その世帯の実態の把握等を行うとともに、借受人に対し生活の安定及び向上に必要な援助活動をきめ細かく継続的に行い、経済的自立を促す必要がある。

このような業務の趣旨から、上記のような法に基づく職務規定に則り地域に密着した活動を行い、実情を細やかに把握しているのは民生委員において他になく、民生委員の支援活動として、本市民生委員全員をもって組織される唯一の団体である大阪市民生委員児童委員協議会を本事業の委託先として指名する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部地域福祉課（電話番号 06-6208-7951）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度 民生委員・児童委員活動推進事業業務委託
- 2 契約の相手方
大阪市民生委員児童委員協議会
- 3 随意契約理由
民生委員・児童委員活動推進事業は、民生委員・児童委員の資質向上のための研修事業である。
当該事業は「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」において「3ー(1)ーケー(カ)民生委員・児童委員研修事業」として、国庫補助の対象となる旨が示されており、実施要領の「4 事業の実施 (1)」において、『研修を計画するに当たっては、民生委員・児童委員協議会等と連携するよう留意すること。』と定められている。
民生委員協議会は民生委員法第20条により組織することが規定されており、その任務は民生委員の職務に関して関係行政機関との連絡調整や民生委員に対して必要な知識及び技術の習得等をさせることとされている。
大阪市においては、本市の民生委員・児童委員全員をもって組織される唯一の団体である大阪市民生委員児童委員協議会が、協議会の組織運営を一体的に担い、民生委員・児童委員活動の推進と民生委員・児童委員相互の連絡協調を行っている。同協議会は、本市の民生委員・児童委員の中心となって活動している各区協議会会長や地区委員長も含まれており、各地域の現状・問題等を的確に把握することができ、その解決に向けて必要な研修を実践していくことができる。
よって、課題等を適切に把握し、地域の実情に応じた研修の実施及び事業運営が確保できる団体は、地域において実際に民生委員・児童委員活動の推進を担っている大阪市民生委員児童委員協議会において他になく、本契約はその性質や目的が競争入札には適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約を行うこととする。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
福祉局生活福祉部地域福祉課（企画グループ）（電話番号 06-6208-7951）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度三徳生活ケアセンター事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪自彊館

3 随意契約理由

三徳生活ケアセンター事業は、大阪市内の住居不定者のうち、高齢・病弱等で援護を要する者を生活ケアセンターに一時的に入所させ、生活指導・就労相談等を行い、社会復帰及び自立促進を図ることを目的としている。

三徳生活ケアセンター退所後は、居宅を構え生活保護を受給する者や自立支援センターに入所し、就労による自立をめざす者がいる一方で、精神的・身体的な問題を抱え日常生活を営むことが困難な者の大半は救護施設に入所し、支援を受けながら生活を送っている。

引き続き救護施設に入所する者にとって、住環境を変えることは大きな負担となることもあり、継続的に安定した支援を行うためには、ケアセンターと救護施設を同一建物内で一体的に運営することが重要となる。

あいりん地域は、その歴史的背景はもとより、現在も野宿生活を余儀なくされる者が依然として多い状況にあり、同地域においてケアセンター事業を実施するのが最も効果的である。

(社福)大阪自彊館は、同地域において多岐にわたる福祉事業を長年実施しており、地域特性に応じた事業実施ノウハウを有する法人である。

また、同法人はあいりん地域において救護施設を運営している唯一の法人であり、救護施設三徳寮にケアセンター事業を実施できるだけの場所を有していることから、同法人と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課（電話番号 06-6208-7924）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市生活困窮者自立支援事業（法律相談）業務委託

2 契約の相手方

大阪弁護士会

3 随意契約理由

法律相談の対応については、専門的な内容に応じるための資格が必要であることから弁護士がもつとも適当である。

本市においては、法律相談を24区で実施するにあたり、緊急的な依頼に対応が可能な弁護士を常時確保しておく必要があり、これらの業務に対応できるのは大阪弁護士会のみである。

以上の理由から、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、大阪弁護士会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課（電話番号06-6208-7959）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 25 年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に係る計算ツール向けデータ抽出処理対応業務委託（令和 8 年度分）

2 契約の相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

平成 25 年に国が実施した生活扶助基準改定については、令和 7 年 6 月の最高裁判決により、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」として、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消された。

最高裁判決を踏まえた対応の在り方については、国において令和 7 年 8 月に社会保障審議会生活保護基準部会の下に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置し、有識者による検討を進めてきたところであり、令和 7 年 11 月にまとめられた最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書等を踏まえ、これまでの平成 25 年改定のデフレ調整については、新たな水準を設定し、その差額分を追加給付することが決定されたところである。

支給事務の円滑な実施に向けて、厚生労働省が追加給付額を計算する「最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に係る計算ツール」を配布することとしており、本件業務では、当該計算ツールにて適切な計算結果を得られるよう、総合福祉システムから計算ツールのレイアウトに合わせたデータ抽出を行うためのシステム処理対応を実施する。

総合福祉システムは、株式会社N T Tデータ関西が独自の技術により設計・製作した情報システムで、設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ作業後の性能・作動状態等を保証することができないため、設計・製作した株式会社N T Tデータ関西に作業を依頼するものである。

以上の理由から、その性質又は目的が競争入札に適しないものであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課（追加給付グループ）
（電話番号 06-6208-7948）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中国残留邦人等に対する支援・相談事業

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪中国帰国者センター

3 随意契約理由

本事業を遂行するにあたっては、中国残留邦人等の置かれている特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に深い関心を持ち、言葉の問題、生活習慣の違い及び中国又はロシア在住時や帰国後の苦労を十分に理解し、かつ支援給付及び配偶者支援金に関する専門的知識が必要である。その性質及び目的は競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型企画（プロポーザル）方式により請負業者の選定を行った。提案に対し、選定委員会にて意見を聴取した結果、一般社団法人 大阪中国帰国者センターが、本事業に対し総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課保護グループ （電話番号 06 - 6208 - 7935）

随意契約理由書

1 案件名称

生活保護業務にかかる法律相談顧問業務委託

2 契約の相手方

弁護士 永榮 久仁子

3 随意契約理由

(1) 弁護士相談を行うことができる体制を整えておく必要があることについて

生活保護業務を遂行するに当たっては、生活保護法その他関係法令や国の通知の解釈について法的な知識を必要とする様々な問題が生じ、それに対応するために、法律的な見地による助言・指導が必要となる。

また、各実施機関においては、生活保護業務を遂行するに当たり、生活保護法関係の法令のみならず、他の法令に関係する問題（賃貸借の関係、破産の関係、債権法関係、不法行為の求償関係などその範囲は多岐に及ぶ。）に直面することが多々あり、個々の事案に応じて適正な業務を遂行するためには、幅広い法的な知見が必要となる。

これらに対応するためには、各実施機関の担当者及び福祉局の担当者が、必要に応じ、弁護士による相談や助言を適時かつ継続的に受けることができる体制を整えておく必要がある。

(2) 委託する相手方について

本業務を委託する相手方は、生活保護法をはじめとした法的分野にとどまらず、福祉局や各実施機関を含む行政機関での事務手続き等、幅広い分野に精通していること、一般的な法律相談に比して難易度の高い相談に対応し得ること、あわせて適時かつ継続的に対応できることが必要となる。

永榮久仁子弁護士は、本市より、大阪弁護士会に対し本市の生活保護業務に関する幅広い知識・経験・理解のある弁護士の推薦を依頼したことにより、推薦を受けた弁護士であり、特に高度な専門性、利便性等、業務上必要な条件を備えている。

(3) 顧問契約とすることについて

本事業で相談を想定している事案については、先述のとおり一般的な法律相談の範疇に留まらず、事案の推移に応じて継続的かつ頻繁に専門的な助言を求める必要がある。また、性質上、解決までに長期間を要するものも想定される。

このような状況下において、弁護士の従事時間に応じて費用が算出される「タイムチャージ契約」を採用した場合、事案の複雑化に伴い支払総額が予定を超えて高額化する懸念がある。

以上より、時間・回数の制限を設けない「顧問契約」を締結することで、費用の支出抑制を図りつつ、不測の事態に対しても回数・時間の制限なく即応的な相談・助言を受けることが可能となり、本事業の円滑かつ適正な執行を担保することができる。

(4) 結論

以上を踏まえ、本市の生活保護業務にかかる法律相談について、大阪弁護士会から推薦された永榮久仁子弁護士と法律相談顧問業務の委託契約を結ぶこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課保護グループ（電話番号 06 - 6208 - 8012）

随意契約理由書

1 案件名称

生活保護の適正化に係る法律相談顧問業務委託

2 契約の相手方

弁護士 松宮 良典

3 随意契約理由

業者選定理由

生活保護の適正化を進める中で、保護費の不正受給や、被保護者に不利益をもたらす恐れのある施設・団体等への調査・対策、また指定医療機関に対する個別指導及び検査を実施する際、さまざまな法的な問題が生じる可能性があるため、法的な見地からの専門的な助言・指導は不可欠である。そのため、必要なときに速やかに専門家からの助言・指導を受けられる体制を作っておくことが重要である。

○ 生活保護適正化に関する相談・助言

大阪市では、各実施機関において、不正受給や被保護者に不利益をもたらす恐れのある施設・団体等への調査などを実施しているが、それらの態様は日々複雑巧妙化しているとともに、事案ごとに様々な法的問題が内包されるものとなっている。また、本庁の適正化推進チームにおいて生活保護法指定医療機関の個別指導や検査を実施しているが、診療報酬の不正請求などの様々な事案が出てくる。こうした問題に、時機を逸することなく告発等を含む法的対応などを行うためには、実施機関の担当者及び本庁の担当者が、速やかに、また継続的に、直接法律相談を行える体制を整えておく必要がある。

○ 生活保護業務の適正な遂行に関する相談・助言

被保護者は各々さまざまな問題を抱えており、各実施機関が、それらのケースごとに適正な業務を遂行するためには、生活保護法のみならず、各種法律に則った対応が必要となり、法的な専門家による相談や助言が必要になる。そのため、実施機関の担当者及び本庁の担当者が、速やかに、また継続的に、直接法律相談を行える体制を整えておく必要がある。

本業務を委託する相手方は、生活保護法をはじめとした各種法律等、及び福祉局・各区の事務手続きなどの大阪市行政等、幅広い分野に精通しており、さらに継続的かつ頻繁な対応ができることが必要であり、一般的な法律相談よりは業務内容の難易度が高いものとなる。

○ 顧問契約について

契約形態として、日本弁護士会の「目安」では「タイムチャージ契約」は事案解決までの時間が予測できない難点があるとされており、今回想定している事案については、先述のとおり一般的な法律相談ではなく、事案によっては継続的かつ頻繁に相談を依頼することから、時間・回数の制限を設けない「顧問契約」とすることで、業務の円滑な執行を図ることとする。

松宮 良典弁護士は本市より、大阪弁護士会に対し本市の生活保護業務に関する幅広い知識・経験・理解のある弁護士の推薦を依頼したところ推薦された弁護士であり、特に高度

な専門性、利便性等、業務上必要な条件を備えている。

以上より、生活保護業務の適正な遂行に関する相談・助言及び生活保護制度改正に係る相談・助言を、回数・時間の制限なしに行うことが可能であることから本市の生活保護業務に対する法律相談を委託するにあたり、弁護士と委託契約を結ぶこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課医療グループ（電話番号 06 - 6208 - 8022）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護給付費にかかる審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、全国共通のシステムが構築されている。

なお、本業務である介護給付費は、医療保険と同様のしくみで請求や支払いを行うことから、大阪府国民健康保険団体連合会において、全国共通のシステムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、当該システムの利用が必須であることから、システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課医療グループ（06 - 6208 - 8272）

随意契約理由書

1 案件名称

「生活保護版レセプト管理システム」運用保守等業務委託

2 契約相手方

株式会社 法研

3 随意契約理由

【業者選定理由】

生活保護版レセプト管理システムは令和2年1月に再構築を行い、株式会社法研に開発及び運用保守業務を委託している。総合福祉システムの機種更新を令和8年1月に実施したことから、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間で動作検証等を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 生活保護版レセプト管理システムは、短期間に動作検証等を行う必要がある。株式会社法研は生活保護版レセプト管理システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対する経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

② 設計者である株式会社法研は、障害発生時において障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかに行うことができる。

上記の理由より、株式会社法研が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課医療グループ

(電話番号：06-6208-8022)

随意契約理由書

1 契約名称

オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における電子資格確認等事務並びに支払基金電子処方箋管理業務に関する業務委託

2 契約の相手方

社会保険診療報酬支払基金

3 随意契約理由

生活保護法第 34 条第 5 項及び第 55 条の 8 第 2 項に基づき実施する電子資格確認等に関する事務については、生活保護法第 80 条の 4 第 1 項に基づき社会保険診療報酬支払基金等が設置、運営するオンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等を利用することとされております。

上記により、オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における電子資格確認等事務並びに支払基金電子処方箋管理業務を提供できるのは当該機関のみであるため、社会保険診療報酬支払基金と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課医療グループ（電話番号 06 - 6208 - 8022）

随意契約理由書

1 案件名称

生活保護法医療扶助等診療報酬明細書点検・分析事業長期継続（概算契約）

2 契約の相手方

日本システム技術株式会社

3 随意契約理由

本事業は、1か月あたり約30万件を超える大量かつ多種多様なレセプトを限られた期間で全て点検した上で、社会保険診療報酬支払基金の再審査において過剰な請求等を是正したり、また、生活保護の被保護者の適正な受診指導の向上等のためレセプト情報を分析・活用したりすることで、最大限の効果を生み出すことを目的とするものである。

そのため、本事業は、本市が有していない極めて高度な医療やデータ分析等に関する技術力や知識が必要であり、インセンティブを設けて事業者からの提案を取り入れて仕様書を作成することで、優れた成果が期待できるものである。

以上により、本事業は、事業者の技術力や履行能力の観点が重要であり、公募型プロポーザル方式を採用することで、優れた成果を期待できるものであることから、その性質及び目的が競争入札に適さないため、プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、日本システム技術株式会社が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、日本システム技術株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課（電話番号 06 - 6208 - 8021）

随意契約理由書

1 案件名称

生活保護担当職員スキルアップ（研修）事業業務委託

2 契約の相手方

（株）東京リーガルマインド 大阪法人事業本部

3 随意契約理由

業者選定理由

本業務は、生活保護業務の実態を踏まえた理論から実践までの総合的な研修を実施する必要がある。多様な問題を抱える被保護世帯を支援し、自立の助長を推進するために、職員は高度の知識が必要とされる。質及び習熟度（達成度）の高い研修の実施にあたっては、カリキュラムや実施方法について専門性を有する企業からの提案を得て、本市の目的に合致した提案を採用することにより職員の効率的な資質の向上が期待できることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社東京リーガルマインド 大阪法人事業本部の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、株式会社東京リーガルマインド 大阪法人事業本部と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課査察指導グループ （電話番号 06-6208-8014）

随意契約理由書

1 案件名称

総合就職サポート事業（北区ほか5区域）委託業務（長期継続）

2 契約の相手方

株式会社アソウ・ヒューマニーセンター

3 随意契約理由

総合就職サポート事業は、受託事業者との強力な連携のもと、保健福祉センター等における面談支援、就労に向けた技法や知識の習得等のための段階的な向上支援、就労意欲の喚起、求職活動支援、求人開拓及び無料職業紹介事業を行う保健福祉センターでの職業紹介や就職後の職場定着支援等を効果的に組み合わせた総合的な支援を実施することで生活保護受給者等の自立助長を促進する事業である。

各区域の特性に応じ、受託事業者の有する高い専門性と支援ノウハウを活かした事業展開が必要となる。

本事業は、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、専門性やノウハウまた有用な人材を有する者により提案を受けることでより効果的な事業となるため、公募型プロポーザル方式により請負業者の選定を行った。

提案に対し、選定委員会にて意見を聴取した結果、株式会社アソウ・ヒューマニーセンターが本事業に対し総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課保護グループ（電話番号 06-6208-8012）

随意契約理由書

1 案件名称

総合就職サポート事業（西区ほか3区域）委託業務（長期継続）

2 契約の相手方

株式会社パソナ

3 随意契約理由

総合就職サポート事業は、受託事業者との強力な連携のもと、保健福祉センター等における面談支援、就労に向けた技法や知識の習得等のための段階的な向上支援、就労意欲の喚起、求職活動支援、求人開拓及び無料職業紹介事業を行う保健福祉センターでの職業紹介や就職後の職場定着支援等を効果的に組み合わせた総合的な支援を実施することで生活保護受給者等の自立助長を促進する事業である。

各区域の特性に応じ、受託事業者の有する高い専門性と支援ノウハウを活かした事業展開が必要となる。

本事業は、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、専門性やノウハウまた有用な人材を有する者により提案を受けることでより効果的な事業となるため、公募型プロポーザル方式により請負業者の選定を行った。

提案に対し、選定委員会にて意見を聴取した結果、株式会社パソナが本事業に対し総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課保護グループ（電話番号 06-6208-8012）

随意契約理由書

1 案件名称

総合就職サポート事業（中央区ほか5区域）委託業務（長期継続）

2 契約の相手方

株式会社アソウ・ヒューマニーセンター

3 随意契約理由

総合就職サポート事業は、受託事業者との強力な連携のもと、保健福祉センター等における面談支援、就労に向けた技法や知識の習得等のための段階的な向上支援、就労意欲の喚起、求職活動支援、求人開拓及び無料職業紹介事業を行う保健福祉センターでの職業紹介や就職後の職場定着支援等を効果的に組み合わせた総合的な支援を実施することで生活保護受給者等の自立助長を促進する事業である。

各区域の特性に応じ、受託事業者の有する高い専門性と支援ノウハウを活かした事業展開が必要となる。

本事業は、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、専門性やノウハウまた有用な人材を有する者により提案を受けることでより効果的な事業となるため、公募型プロポーザル方式により請負業者の選定を行った。

提案に対し、選定委員会にて意見を聴取した結果、株式会社アソウ・ヒューマニーセンターが本事業に対し総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課保護グループ（電話番号 06-6208-8012）

随意契約理由書

1 案件名称

総合就職サポート事業（淀川区ほか1区域）委託業務（長期継続）

2 契約の相手方

株式会社アソウ・ヒューマニーセンター

3 随意契約理由

総合就職サポート事業は、受託事業者との強力な連携のもと、保健福祉センター等における面談支援、就労に向けた技法や知識の習得等のための段階的な向上支援、就労意欲の喚起、求職活動支援、求人開拓及び無料職業紹介事業を行う保健福祉センターでの職業紹介や就職後の職場定着支援等を効果的に組み合わせた総合的な支援を実施することで生活保護受給者等の自立助長を促進する事業である。

各区域の特性に応じ、受託事業者の有する高い専門性と支援ノウハウを活かした事業展開が必要となる。

本事業は、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、専門性やノウハウまた有用な人材を有する者により提案を受けることでより効果的な事業となるため、公募型プロポーザル方式により請負業者の選定を行った。

提案に対し、選定委員会にて意見を聴取した結果、株式会社アソウ・ヒューマニーセンターが本事業に対し総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課保護グループ（電話番号 06-6208-8012）

随意契約理由書

1 案件名称

総合就職サポート事業（阿倍野区ほか2区域）委託業務（長期継続）

2 契約の相手方

株式会社パソナ

3 随意契約理由

総合就職サポート事業は、受託事業者との強力な連携のもと、保健福祉センター等における面談支援、就労に向けた技法や知識の習得等のための段階的な向上支援、就労意欲の喚起、求職活動支援、求人開拓及び無料職業紹介事業を行う保健福祉センターでの職業紹介や就職後の職場定着支援等を効果的に組み合わせた総合的な支援を実施することで生活保護受給者等の自立助長を促進する事業である。

各区域の特性に応じ、受託事業者の有する高い専門性と支援ノウハウを活かした事業展開が必要となる。

本事業は、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、専門性やノウハウまた有用な人材を有する者により提案を受けることでより効果的な事業となるため、公募型プロポーザル方式により請負業者の選定を行った。

提案に対し、選定委員会にて意見を聴取した結果、株式会社パソナが本事業に対し総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課保護グループ（電話番号 06-6208-8012）

随意契約理由書

1 案件名称

総合就職サポート事業（東住吉区ほか1区域）委託業務（長期継続）

2 契約の相手方

株式会社パソナ

3 随意契約理由

総合就職サポート事業は、受託事業者との強力な連携のもと、保健福祉センター等における面談支援、就労に向けた技法や知識の習得等のための段階的な向上支援、就労意欲の喚起、求職活動支援、求人開拓及び無料職業紹介事業を行う保健福祉センターでの職業紹介や就職後の職場定着支援等を効果的に組み合わせた総合的な支援を実施することで生活保護受給者等の自立助長を促進する事業である。

各区域の特性に応じ、受託事業者の有する高い専門性と支援ノウハウを活かした事業展開が必要となる。

本事業は、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、専門性やノウハウまた有用な人材を有する者により提案を受けることでより効果的な事業となるため、公募型プロポーザル方式により請負業者の選定を行った。

提案に対し、選定委員会にて意見を聴取した結果、株式会社パソナが本事業に対し総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課保護グループ（電話番号 06-6208-8012）

随意契約理由書

1 案件名称

総合就職サポート事業（西成区域）委託業務（長期継続）

2 契約の相手方

パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社

3 随意契約理由

総合就職サポート事業は、受託事業者との強力な連携のもと、保健福祉センター等における面談支援、就労に向けた技法や知識の習得等のための段階的な向上支援、就労意欲の喚起、求職活動支援、求人開拓及び無料職業紹介事業を行う保健福祉センターでの職業紹介や就職後の職場定着支援等を効果的に組み合わせた総合的な支援を実施することで生活保護受給者等の自立助長を促進する事業である。

各区域の特性に応じ、受託事業者の有する高い専門性と支援ノウハウを活かした事業展開が必要となる。

本事業は、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、専門性やノウハウまた有用な人材を有する者により提案を受けることでより効果的な事業となるため、公募型プロポーザル方式により請負業者の選定を行った。

提案に対し、選定委員会にて意見を聴取した結果、パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社が本事業に対し総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課保護グループ（電話番号 06-6208-8012）

随意契約理由書

1 委託名称

就労チャレンジ事業業務委託（追加分）

2 契約の相手方

株式会社 アソウ・ヒューマニーセンター

3 随意契約理由

就労チャレンジ事業は生活習慣等に問題があり求職活動を行うことが困難な方や、社会参加等の訓練を受けることが必要な方等直ちに一般就労につくことが難しい生活困窮者等に対し、日常生活自立段階及び社会生活自立段階の支援を実施し、就労自立段階の支援につなげるため、就労準備支援事業と就労訓練事業の推進を一体的に行う事業である。就労準備支援事業とは、適切な生活習慣・社会的能力の形成、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促し生活管理の意識醸成を支援する事業であり、個人ごとの就労準備支援プログラムを作成し家庭訪問や地域活動への参加を行っており、就労訓練事業の推進とは認定就労訓練事業所の新規開拓のほか、就労準備支援の利用者と訓練事業所とのマッチングや、訓練事業所における支援計画の策定支援などを行っている。

本事業は、業務の実施方法に定型的なものがなく、多様な手法を取り入れることのほか、民間事業者の豊富な事業経験やノウハウを生かし、その創意工夫によって、より効果的な事業執行が期待でき、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により業者決定し、株式会社アソウ・ヒューマニーセンターと随意契約を締結した。

今年度より新たに生活保護受給者及び生活保護申請中の方を支援対象者に加え、令和7～8年度の長期継続契約にて事業を実施しているが、日常・社会生活の自立度が低く、複雑困難化した課題を抱える方が増加し、就労準備支援事業の対象者が増えたことを受け、令和8年度における就労準備支援員が不足する見込みである。

また、就労準備支援事業から就労訓練事業に移行する段階的な支援を必要とする方が一定数存在する。就労訓練事業の推進業務は、就労準備支援状況をふまえた支援者の状態像及び訓練事業所の福祉的配慮等の状況を把握したうえで利用者と訓練事業所とのマッチングを行う等、就労準備支援事業と一体的に実施するものであるため、就労準備支援事業と切り離して行うことができない。

よって、就労準備支援員の追加については、現行事業者以外と契約した場合、支援体制や支援内容が現行と異なることで、支援に混乱が生じ、業務遂行に著しい支障が生じることから、就労訓練事業の推進業務を行っている現行事業者である株式会社アソウ・ヒューマニーセンターと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課（電話番号 06-6208-8012）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度高度な福祉サービスの提供等に向けた生活保護業務DX推進事業
支援業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社野村総合研究所
- 3 随意契約理由
生活保護業務 DX 推進事業支援業務の実施にあたっては、既存の多岐にわたる生活保護関係事務を把握したうえで、ネットワーク設計や、運用管理方法やセキュリティなど、高度な専門的知識が必要とされる。これらを踏まえ、当該事業の目的を達成するためには、競争入札による事業者選定には馴染まないことから、受注者の持つ専門的な知識や実績等を活かした企画提案に基づき仕様を作成することで、より適切かつ効果的な支援業務を期待できるため、公募型プロポーザル方式を採用することとした。
学識経験者等の意見を徴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社野村総合研究所の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことだったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と契約を締結するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
福祉局生活福祉部保護課保護グループ（電話番号 06-6208-8012）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市重度障害者医療費助成にかかる公費負担医療費の審査支払及び柔道整復師の施術にかかる療養費審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。

なお、本業務である医療費助成における公費負担医療費等は、保険者への医療保険の請求と一体的に行われるものであることから、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通の国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、府内共通の国保総合システムの利用が必須であることから、当該システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課医療助成グループ（06 - 6208 - 7971）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市重度障害者医療費助成にかかるはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術にかかる療養費審査支払業務（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。

なお、本業務である医療費助成におけるはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術にかかる療養費は、保険者への療養費の請求と一体的に行われるものであることから、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通の国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、当該システムの利用が必須であることから、国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課医療助成グループ（06 - 6208 - 7971）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市重度障害者医療費助成にかかる審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

社会保険診療報酬支払基金 大阪審査委員会事務局

3 随意契約理由

この業務は、療養給付の自己負担額から一部自己負担額を除いた費用の審査及び支払に関する事務を行っている。

社会保険にかかる療養の給付費用の支払及び審査業務は、社会保険診療報酬支払基金法第15条に業務として明記されており、同条第3項に「国、都道府県、市町村又は独立行政法人が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣が定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる」と規定されている。

社会保険者は、社会保険診療報酬支払基金を通じて療養の給付に関する費用の審査及び支払に関する事務を委託しているため、公費併用での請求となる公費負担医療についても、保険者とともに同団体に委託せざるを得ないため、社会保険診療報酬支払基金大阪審査委員会事務局と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課医療助成グループ（06-6208-7971）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度 大阪市国民健康保険 第三者行為損害賠償求償事務業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会（以下：国保連合会）

3 随意契約理由

国民健康保険法第 64 条第 4 項において、保険者が第三者行為損害賠償の求償事務を委託できるのは同法第 45 条第 5 項に規定する国保連合会のみであると定められており、法令等の規定により履行できるものが特定される業務のため、国保連合会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課給付グループ
（電話番号 0 6 - 6 2 0 8 - 7 9 6 7）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市国民健康保険診療報酬明細書・療養費支給申請書審査支払等処理及び
保険者レセプト管理システムに関する業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。

業務を円滑に実施するにあたっては、当該システムの利用が必須であることから、国保総合システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課給付グループ（06 - 6208 - 7967）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市国民健康保険特定健康診査業務委託（個別実施）（単価契約）

2 契約の相手方

ひろせクリニック 外 59 か所

3 随意契約理由

本事業は、高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条に基づき保険者である市町村が、生活習慣病の発症や重症化を予防することにより、被保険者の健康の保持増進を図るために実施している。

大阪府医師会との集合契約未締結の医療機関について、業務を委託するうえで、受診可能な施設を広く開設することにより受診希望者の利便性の向上・受診機会の拡大し、受診率の向上を図ることを目的としており、特定の事業者による実施は馴染まないところである。

今後も高齢化等の進展により、被保険者の健康保持、増進及び生活習慣病の重症化予防は一層重要となることから、対応できる事業者を拡大していく必要がある。

以上のことから、地域を特定せず、大阪市域全体において仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者すべてを契約相手方とする。

（大阪府医師会に加入している医療機関については「集合契約」という形で一括して契約。）

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務（個別実施・通常分）（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社 FelizGate 他 20 か所

3 随意契約理由

本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3 か月以上の指導（電話及び面接）を行っていくものである。

大阪府医師会に加入していない保健指導取扱機関について、業務を委託するうえで、利用可能な施設を広く開設することにより利用希望者の利便性の向上・利用機会の拡大のため、また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している保健指導取扱機関については、「集合契約」という形で一括して契約済み。）

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（0 6 - 6 2 0 8 - 9 8 7 6）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務（個別実施・継続分）（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社 FelizGate 他 18 か所

3 随意契約理由

本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3 か月以上の指導（電話及び面接）を行っていくものである。また、その性質上、年度をまたがっての利用者も多く存在し、当該年度の利用として、次年度においても継続した指導を行う場合があるため、「通常分」とは別に「継続分」として契約を行う必要がある。

大阪府医師会に加入していない保健指導取扱機関について、業務を委託するうえで、利用可能な施設を広く開設することにより利用希望者の利便性の向上・利用機会の拡大のため、また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と引き続き特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している保健指導取扱機関については、「集合契約」という形で一括して契約を行う。）

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（0 6 - 6 2 0 8 - 9 8 7 6）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度大阪市国民健康保険特定健診・特定保健指導費用支払い等業務委託(単価契約)

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、また、高齢者の医療の確保に関する法律により、特定健康診査の運用等について保険者の支援を行うことが規定されており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。

なお、特定健康診査及び特定保健指導については、医療保険の診療報酬と同様に医療機関で実施し、本市に費用の請求があることから、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、当該システムの利用が必須であることから、システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ(06-6208-9876)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度大阪市国民健康保険特定健診等共同処理事業に係る特別処理業務（特定健診等データ管理システムの追加機器等に係る保守管理等）（単価契約）

2 契約相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険の特定健康診査事業及び特定保健指導事業においては、国の指導により全国的な費用決済が必要であり、取扱医療機関等からの健診結果等の報告及び費用請求を、電子データにより共同処理を行うことが国において定められていることから、本市においては、大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）の「特定健診等データ管理システム」を利用して、特定健康診査等の各業務を行っている。

この「特定健診等データ管理システム」については、各区役所窓口サービス課における特定健康診査等関連業務においても必要となってくることから全区用に設置しており、また各区保健福祉センターにおいても、同様の業務に供するために、システム端末等を追加設置している。（このシステムにかかる機器のうち、窓口サービス課設置分に係る保守管理、回線使用料については、レセプト管理システム側が負担。）

上記共同処理について、市内全区に渡る大量の情報量を迅速かつ正確に一括管理が出来るシステムを構築できているのは、国保連設置の同システム機器等以外に存在しないことから、この共同処理に係る特別処理保守管理等業務について、国保連と随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市国民健康保険特定健康診査受診結果通知表等作成業務（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、国民健康保険団体連合会は特定健康診査の運用等について、保険者の支援を行うことが規定されているとともに、審査支払業務の委託にあたり、国民健康保険団体連合会は「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に規定されている特定健康診査の決済代行機関としての基準を満たしている。さらに、同会は国民健康保険法第 83 条に基づく公法人であり、保険者の事務を円滑に進めることを目的としており、本市国民健康保険も同法第 84 条に基づき会員となっていることから、特定健康診査の審査支払業務を大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）に委託している。

また、健診結果等の報告及び費用請求は電子データにより行うことが国において定められていることから、医療機関からの費用請求に付随して、健診結果を国保連が受領しており、同会が運用している特定健診等データ管理システムに健診結果や指導状況を蓄積し、本市が国への報告資料の作成を行っている。

本業務は、特定健康診査の受診結果に基づき、特定保健指導の対象を選定するとともに、対象となった被保険者への結果通知を作成するものであるが、健診結果の通知や特定保健指導の実施にあたり、特定健診等データ管理システムによる一体的処理が必要であることから、同システムを運用している国保連と随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（0 6 - 6 2 0 8 - 9 8 7 6）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務委託(集合契約・通常分)(単価契約)

2 契約の相手方

一般社団法人大阪府医師会

3 随意契約理由

本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3 か月以上の指導（電話及び面接）を行っていくものである。

業務を委託するうえで、本来ならば、大阪府内の保健指導取扱機関全てと契約する必要があるが、個々に契約を結んでいくことは現実的ではなく、また府内の保健指導取扱機関を取りまとめている組織は一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という）以外に存在しないため、また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、仕様上必要となる基準や体制が担保された、大阪府医師会と随意契約を締結するものとする（大阪府医師会に加入していない保健指導取扱機関については、個別に契約を行う。）。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（0 6 - 6 2 0 8 - 9 8 7 6）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務委託（集合契約・継続分）（単価契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪府医師会

3 随意契約理由

本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3 か月以上の指導（電話及び面接）を行っていくものである。また、その性質上、年度にまたがっての利用者も多く存在し、当該年度の利用として、次年度においても継続した指導を行う場合があるため、「通常分」とは別に「継続分」として契約を行う必要がある。

業務を委託するうえで、本来ならば、大阪府内の保健指導取扱機関全てと契約する必要があるが、個々に契約を結んでいくことは現実的ではなく、また府内の保健指導取扱機関を取りまとめている組織は一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という）以外に存在しないため、また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、仕様上必要となる基準や体制が担保された、大阪府医師会と随意契約を締結するものとする（大阪府医師会に加入していない保健指導取扱機関については、個別に契約を行う。）。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（0 6 - 6 2 0 8 - 9 8 7 6）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市国民健康保険特定健診受診率向上のための受診勧奨通知の作成及び発送等業務
(単価契約)

2 契約の相手方

株式会社 JMDC

3 随意契約理由

大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）は、「高齢者の医療の確保に関する法律」において、特定健康診査の運用等について保険者の支援を行うことが規定されているとともに、審査支払業務の委託にあたり、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に規定されている決済代行機関としての基準を満たしている。さらに、国民健康保険法第 83 条に基づく公法人であり、保険者の事務を円滑に進めることを目的としており、本市国民健康保険も同法第 84 条に基づき会員となっている。以上の理由により、本市は、特定健康診査の審査支払業務を国保連に委託している。

本業務は、過去 5 年分の特定健康診査の健診結果・健診履歴等を分析し、受診勧奨の対象を選定するとともに、対象となった被保険者への受診勧奨通知を作成するものであるが、本市が過去 5 年分の膨大な特定健康診査の健診結果等を抽出するためには、別途管理しているシステムを大幅に改修する必要がある。

国保連は、特定健康診査の審査支払事務を請け負っていることから、健診結果等を体系的に有しているが、国保連と協議したところ、国保連が府内市町村から本業務を直接請け負うことはできず、国保連が 3 社（㈱JMDC、㈱キャンサースキャン、ジェイエムシー㈱）を選定のうえ特定健診受診率向上対策事業に係る共同実施契約を締結し、これらの情報を本市に提供している。

本市では、令和 6 年度より特定健康診査未受診者対策として、ハガキ・SMS による受診勧奨に加え、府内の特定健康診査取扱医療機関（約 4,500 か所）を手間なく検索し予約が可能な Web サイトの作成により、個別医療機関受診へのアクセスの向上を図る。また、本市の特定健康診査対象者にかかる膨大なデータを年代別・受診年度別・受診月別・受診履歴別・勧奨方法別・行政区別など、様々な切り口で分析することで、次年度事業実施に向けた各受診勧奨事業の費用対効果等を検証する必要がある。

国保連が共同実施契約を締結している 3 社のうち、特定健診案内 Web サイトの作成及び事業に係る様々な切り口での分析・効果検証が可能であるのは㈱JMDC および㈱キャンサースキャンであり、この 2 社の見積を比較した結果、委託料が低額である㈱JMDC と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務（集団健診同時実施分）（単価契約）

2 契約の相手方

医療法人医誠会

3 随意契約理由

本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3 か月以上の指導（電話及び面接）を行っていくものである。

各区保健福祉センター等で実施する集団健診当日に特定保健指導の該当者であると判定された者のうち、特定保健指導の当日実施を希望する者については、健診実施後すぐに特定保健指導の初回面接を実施することで、利便性の向上および特定保健指導実施率の向上につなげることができる。また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（0 6－6 2 0 8－9 8 7 6）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市国民健康保険 糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社メディブレーン

3 随意契約理由

本業務は、高額な医療費を要する糖尿病性腎症の重症化の恐れがある被保険者を抽出し、対象者へ医療機関への受診勧奨を行うとともに、重症化予防に向けた生活習慣改善指導を行うことで、医療費適正化を図るものである。本事業の実施にあたり、より効果的な受診勧奨と生活習慣改善指導の利用勧奨を行うことが重要であり、被保険者の症状に合わせた効果的な助言や、生活習慣改善指導を利用することのメリットを経験に基づき説明できることが必要である。また、生活習慣改善指導の実施にあたっては、指導内容のみならず、6 か月間の生活習慣改善指導を被保険者が継続して利用できる為の様々な創意工夫について、専門的なノウハウが必要となる。よって、本業務の性質及び目的が競争入札に適さず、また、予算の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において、意見を聴取した結果、株式会社メディブレーンが契約相手方として最適であるとの結果であったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（電話番号 06-6208-9876）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市後期高齢者医療訪問歯科健康診査及び重症化予防事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府歯科医師会

3 随意契約理由

後期高齢者は、複数の疾患を有するとともに、加齢に伴う低栄養、抵抗力低下に伴う誤嚥性肺炎等の発症等につながることも多く、疾病の重症化予防が必要となっている。

通院による歯科健診については、後期高齢者に対する保健事業の実施主体である大阪府後期高齢者医療広域連合が実施しているが、通院することができない高齢者は、歯科健診を受診することができない状況にあり、訪問による歯科健診を実施する必要がある。

更に高齢者の重症化予防の観点から、今後の高齢者の保健事業を推進するにあたり、業務のあり方や効果的な普及・啓発手法の検討を行うことが重要であるが、実施にあたっては専門的な知識を必要とする。

本事業の実施に際し、健診結果を集約し高齢者の重症化予防の観点から調査研究を行うことのできる高度な知識を持ち、且つ様々な理由により、通院での歯科健診を受診することが出来ない、受診希望者のニーズに添った訪問歯科健診の実施機関についての選定を適正かつ迅速に行い、進捗状況の管理についても的確に行うことが出来るのは、市内の多くの医療機関を会員として取り纏めている一般社団法人大阪府歯科医師会（以下「大阪府歯科医師会」という）以外に存在せず、『当該業務の履行が可能な業者が特定される業務』であることから、大阪府歯科医師会と随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度 保険年金及び介護保険事業推進支援業務
- 2 契約の相手方
株式会社野村総合研究所

3 随意契約理由

業者選定理由

(1) 選定にあたっての考え方

国民健康保険等システム（以下、「国保等システム」という。）及び介護保険システムは、それぞれ国民健康保険・医療助成・国民年金・後期高齢者医療及び介護保険に係る事業全般をシステム化しているが、住民への福祉サービスに係る事務においては、その正確性の確保はもとより、市民の個人情報を取り扱うことから、社会環境及び市民ニーズの変化により、頻繁に行われている制度改正等に伴う改修や運用には、高度の正確性、信頼性及びセキュリティレベルが求められている。また、システムに関する障害対応及びシステムの安定稼働の維持や日々の障害対応等の運用業務においても、業務知識・システムに関する知識を兼ね備えた上で、迅速に判断し、市民サービスに影響を及ぼさないよう安定的かつ円滑にシステム運用を図ることが求められている。

このような状況の中で、効率的・効果的なシステム改修を実施するにあたり、業務の知識、システム関連の知識を同時に兼ね備え、これまでのシステム開発・改修における対応経過等について把握していることが不可欠である。

制度改正等によるシステム改修等を確実に計画どおり実施するには、これまでのシステム開発・改修における対応経過等やシステムの内部構造を熟知している必要があるが、本市職員のみでこのような専門的知識を有した人材を確保し、適切なプロジェクト体制を構築することは困難であることから、豊富な経験と業務の知識及びシステムの知識・スキルを兼ね備えた事業推進支援事業者からの支援が必要不可欠であると考える。

(2) 選定要件

本件支援業務の受託業者は委託業務の性質上、次の要件を満たす必要がある。

ア 高度な専門的知識を有していること

情報システムに関する高度な専門的知識を有している。

イ 本市福祉制度に精通していること

国保等システム及び介護保険システムにて所管する本市福祉施策について精通しているとともに、関連する他制度についても深い見識を有している。

ウ 本市システムに精通していること

国保等システム及び介護保険システムの仕様について、過去の開発・改修経過や複雑化した内部構造の細部まで詳細に把握しており、制度改正を行うために必要な専門的見地からの支援を行うことができる。

また、リンケージしている他システム及び統合基盤システムについての知識を有している。

エ 他自治体において豊富な実績を有していること

政令都市等において同種の支援業務における豊富な実績を有している。

オ プロジェクト管理に関する知識を有していること

プロジェクト管理に関して高度な知識を有しており、課題等の確認及び助言を行えること。

カ その他の要件

各業務について、本市の要求する期間内に迅速に対応することが可能である。

(3) 選定理由

株式会社野村総合研究所は、システム開発時の仕様書作成業務をはじめとして、これまで継続的にシステム改修等における支援業務を行っており、過去の制度改正の内容や国保等システム及び介護保険システムの基盤・業務・保守全般の内部構造を熟知し、本市の業務運用についても精通していることから、制度改正の具体的な内容が示されてから実施されるまでの短期間において、システムの分析や課題整理を行うことができる。

また、平成 29 年 1 月の国保等システム及び介護保険システム再構築時においても工程管理支援を実施しており、再構築以降のシステム開発・改修における対応経過等をふまえ、プログラムの品質における妥当性判断について、十分な知見からの助言等支援ができる。

さらに、他事業者が支援を行う場合、本市固有の内容（国保等システム及び介護保険システム、総合福祉システム、統合基盤、生活保護版レセプト管理システムに関することなど）について、理解にかかる時間とコストが必要となるが、株式会社野村総合研究所は既に本市固有の内容に関する知識を有するため、システム品質に影響を及ぼすことなく、支援業務を行うことができる。

制度改正に伴う仕様変更を行い、システムを停止させることなく安定的な運用を継続するには、高度な専門的知識及び豊富な実績を有するとともに、本市福祉制度に精通し、これまでのシステム開発等の経過についても熟知した外部専門業者の支援が必須であるが、このような条件を満たす業者は株式会社野村総合研究所のみである。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO 協定）第 13 条第 1 項 c (i) 及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号 06-6208-8246)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度 大阪市国民健康保険等システム及び介護保険システム運用保守業務
- 2 契約相手方
株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム（以下「国民健康保険等システムという。」）は平成11年4月から順次稼働している。また、介護保険システムは平成12年4月の介護保険制度施行から（一部機能に関しては平成11年10月から）稼働し、平成29年1月には再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。（国民健康保険等システムにおいても同様）、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

国民健康保険等システム及び介護保険システムは、市民生活に直結する事業をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである国民健康保険等システム及び介護保険システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

国民健康保険等システム及び介護保険システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、国民健康保険等システム及び介護保険システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

国民健康保険等事業及び介護保険事業は制度改正等が頻繁に実施され、国民健康保険等システム及び介護保険システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、国民健康保険等システム及び介護保険システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

国民健康保険等システム及び介護保険システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり国民健康保険等システム及び介護保険システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8246)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(育児期間に係る国民年金保険料の免除措置創設に伴う改修／令和8年度)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム（以下「国民健康保険等システム」という。）は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社NTTデータ関西(以下「NTTデータ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム(住記システム、介護保険システム、総合福祉システム)との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8246)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(医療助成システムにおける令和8年度適用税制改正対応(令和8年度対応分))

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(2) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム(以下「国民健康保険等システム」という。)は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社NTTデータ関西(以下「NTTデータ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム(住記システム、介護保険システム、総合福祉システム)との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8246)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(短期証の通常証との統合(令和8年度分))

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

(3) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム(以下「国民健康保険等システム」という。)は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社N T Tデータ関西(以下「N T Tデータ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期

間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム（住記システム、介護保険システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8246)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(令和7年度税制改正対応((特定親族特別控除)／令和8年度改修))

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(4) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム(以下「国民健康保険等システム」という。)は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社NTTデータ関西(以下「NTTデータ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム(住記システム、介護保険システム、総合福祉システム)との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8246)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務

(行政機関間の情報連携を活用した国保料の滞納対策に伴う納付証明書等作成処理の改修)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(5) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム(以下「国民健康保険等システム」という。)は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社NTTデータ関西(以下「NTTデータ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム(住記システム、介護保険システム、総合福祉システム)との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8246)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(こども子育て支援金制度創設に伴う改修(令和8年度))

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

(6) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム(以下「国民健康保険等システム」という。)は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社N T Tデータ関西(以下「N T Tデータ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期

間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム（住記システム、介護保険システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8246)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(預貯金照会のオンライン化 (pipitLINQ 導入) にかかるシステム改修)

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

(7) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム（以下「国民健康保険等システム」という。）は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社N T Tデータ関西（以下「N T Tデータ関西」という。）に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期

間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム（住記システム、介護保険システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8246)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(統合宛名管理機能の支援情報にかかる改修 (DB削除))

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(8) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム（以下「国民健康保険等システム」という。）は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社NTTデータ関西(以下「NTTデータ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム(住記システム、介護保険システム、総合福祉システム)との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

(電話番号:06-6208-8761)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(日本年金機構との情報連携対応(育児期間に係る保険料の免除措置))

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(9) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム(以下「国民健康保険等システム」という。)は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社NTTデータ関西(以下「NTTデータ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム(住記システム、介護保険システム、総合福祉システム)との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8761)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(戸籍法改正に伴う氏名の振り仮名法制化に係る改修)

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

(10) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム(以下「国民健康保険等システム」という。)は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社N T Tデータ関西(以下「N T Tデータ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期

間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム（住記システム、介護保険システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8761）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(高額療養費制度の自己負担限度額の見直し(令和8年8月施行向け))

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1 1) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム(以下「国民健康保険等システム」という。)は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社NTTデータ関西(以下「NTTデータ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム(住記システム、介護保険システム、総合福祉システム)との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

(電話番号：06-6208-8761)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(資格情報のお知らせ様式の見直し)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1 2) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム（以下「国民健康保険等システム」という。）は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社NTTデータ関西(以下「NTTデータ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム(住記システム、介護保険システム、総合福祉システム)との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8761)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市介護保険システム改修業務

（令和8年度介護報酬改定にかかる特定入所者介護（介護予防）サービス費における基準費用額及び負担限度額の引き上げ）

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

（1）選定にあたっての考え方

介護保険システムは平成12年4月の介護保険制度施行から（一部機能に関しては平成11年10月から）稼働し、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

介護保険システムは、被保険者数68万人以上を対象とした市民生活に直結する介護保険事業をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである介護保険システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

介護保険システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

（2）選定理由

株式会社NTTデータ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、介護保険システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

介護保険事業は制度改正等が頻繁に実施され、介護保険システムを短期間で改

修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、介護保険システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、国民健康保険等システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

介護保険システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり介護保険システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（W T O協定）第 13 条第 1 項 c（i）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8246）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市介護保険システム改修業務
(預貯金照会のオンライン化 (pipitLINQ 導入) にかかるシステム改修)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

介護保険システムは平成12年4月の介護保険制度施行から(一部機能に関しては平成11年10月から)稼働し、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

介護保険システムは、被保険者数68万人以上を対象とした市民生活に直結する介護保険事業をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである介護保険システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

介護保険システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、介護保険システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

介護保険事業は制度改正等が頻繁に実施され、介護保険システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、

これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、介護保険システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、国民健康保険等システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

介護保険システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり介護保険システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c（i）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8246）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度 大阪市総合福祉システム運用保守業務
- 2 契約相手方
株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）（以下「総合福祉システム」という。）は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 NTT データ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システ

ム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度 総合福祉システムに係る事業推進支援業務
- 2 契約相手方
株式会社野村総合研究所

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システムは福祉六法に係る事業全般をシステム化しているが、住民への福祉サービスに係る事務においては、その正確性の確保はもとより、市民の個人情報を取り扱うことから、社会環境及び市民ニーズの変化により、頻繁に行われている制度改正等に伴う改修や運用には、高度の正確性、信頼性及びセキュリティレベルが求められている。また、システムに関する障害対応及びシステムの安定稼働の維持や日々の障害対応等の運用業務においても、業務知識・システムに関する知識を兼ね備えたうえで、迅速に判断し、市民サービスに影響を及ぼさないよう安定的かつ円滑にシステム運用を図ることが求められている。

このような状況の中で、効率的・効果的なシステム改修を実施するにあたり、業務の知識、システム関連の知識を同時に兼ね備え、これまでのシステム開発・改修における対応経過等について把握していることが不可欠である。

制度改正等によるシステム改修等を確実に計画どおり実施するには、これまでのシステム開発・改修における対応経過等やシステムの内部構造を熟知している必要があるが、本市職員のみでこのような専門的知識を有した人材を確保し、適切なプロジェクト体制を構築することは困難であることから、豊富な経験と業務の知識及びシステムの知識・スキルを兼ね備えた事業推進支援事業者からの支援が必要不可欠であると考える。

2) 選定要件

本件支援業務の受託業者は委託業務の性質上、次の要件を満たす必要がある。

ア 高度な専門的知識を有していること

情報システムに関する高度な専門的知識を有している。

イ 本市福祉制度に精通していること

福祉六法等に基づく本市福祉施策について精通しているとともに、関連する他制度についても深い見識を有している。

ウ 本市システムに精通していること

総合福祉システムの仕様について、過去の開発・改修経過や複雑化した内部構造の細部まで詳細に把握しており、制度改正を行うために必要な専門的見地からの支援を行うことができる。

また、総合福祉システムとリンケージしている他システム及び統合基盤システムについての知識を有している。

エ 他自治体において豊富な実績を有していること

政令都市等において同種の支援業務における豊富な実績を有している。

オ プロジェクト管理に関する知識を有していること

プロジェクト管理に関して高度な知識を有しており、課題等の確認及び助言を行えること。

カ その他の要件

各業務について、本市の要求する期間内に迅速に対応することが可能である。

(3) 選定理由

株式会社野村総合研究所は、システム開発時の仕様書作成業務をはじめとして、これまで継続的にシステム改修等における支援業務を行っており、過去の制度改正の内容や総合福祉システムの基盤・業務・保守全般の内部構造を熟知し、本市の業務運用についても精通していることから、制度改正の具体的な内容が示されてから実施されるまでの短期間において、システムの分析や課題整理を行うことができる。

また、総合福祉システムの再構築、令和2年1月及び令和8年1月の機種更新対応、システム開発・改修など一貫して工程管理支援を実施しており、システム開発・改修における対応経過等をふまえ、プログラムの品質における妥当性判断について、十分な知見からの助言等支援ができる。

さらに、他事業者が支援を行う場合、本市固有の内容（総合福祉システム、統合基盤、生活保護版レセプト管理システムに関することなど）について、理解にかかる時間とコストが必要となるが、株式会社野村総合研究所は既に本市固有の内容に関する知識を有するため、システム品質に影響を及ぼすことなく、支援業務を行うことができる。

制度改正に伴う仕様変更を行い、システムを停止させることなく安定的な運用を継続するには、高度な専門的知識及び豊富な実績を有するとともに、本市福祉制度に精通し、これまでのシステム開発等の経過についても熟知した外部専門業者の支援が必須であるが、このような条件を満たす業者は株式会社野村総合研究所のみである。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム改修業務1

(身体障がい者等に関する交通機関乗車料金福祉措置における乗車証のICカード化にかかるシステム改修)

2 契約相手方

株式会社NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTT データ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム改修業務2
(児童手当受給者判定基準額変更について)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム改修業務3（総合福祉システムにおける認可外保育施設（企業主導型保育事業）の利用児に対する無償化管理事業の開発）

2 契約相手方

株式会社NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）（以下「総合福祉システム」という。）は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTT データ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム改修業務4

(乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)事業の本格運用に向けたシステム改修)

2 契約相手方

株式会社NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTT データ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム改修業務5
(被保護者調査にかかる統計機能の改修について)

2 契約相手方

株式会社NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTT データ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-7979)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム改修業務6
(妊産婦・乳幼児健診及び産後ケア等副本登録にかかるシステム改修)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム改修業務7
(大阪市子育てサポートアプリの運用に係る情報連携機能／令和8年度)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）（以下「総合福祉システム」という。）は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム改修業務8（生活保護業務 DXに係る照会作業の電子化の実施に伴う総合福祉システムの改修）

2 契約相手方

株式会社NTT データ関西

3 随意契約理由

（1）選定にあたっての考え方

総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）（以下「総合福祉システム」という。）は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

（2）選定理由

株式会社NTT データ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-7979）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム改修業務9
(児童扶養手当に係る帳票の変更対応について)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市総合福祉システム改修業務 13

(国保連異動生成ツールのシステム化について)

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社N T Tデータ関西(以下、「N T Tデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたN T Tデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市総合福祉システム改修業務 14

(令和7年度税制改正対応)

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社N T Tデータ関西(以下、「N T Tデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたN T Tデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市総合福祉システム改修業務 15

(令和8年6月からのデータ標準レイアウト関連様式変更への対応)

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社N T Tデータ関西(以下、「N T Tデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたN T Tデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市総合福祉システム改修業務 18

(日常生活用具給付事業の見直しにかかるシステム改修)

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社N T Tデータ関西(以下、「N T Tデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたN T Tデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム改修業務 19
(母子保健 OCR 情報のデータ取込にかかるシステム改修)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 自治体システム標準化移行検討支援業務

2 契約の相手方

株式会社野村総合研究所

3 随意契約理由

業者選定理由

(1) 選定にあたっての考え方

本業務は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下、「標準化法」という。）に基づき標準準拠システムに移行するために、国民健康保険等システム、介護保険システム及び総合福祉システム（以下、「福祉3システム」という。）の現行仕様と国が定める標準仕様書に記載されている業務フローや機能・帳票要件等との差異分析（Fit&Gap 分析）にかかる支援や分析結果に基づく業務改革（BPR）のための詳細検討支援、その他各種支援をする業務であり、委託するにあたり、以下の考え方により、業者を選定する。

なお、標準化法に基づく標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていたが、令和7年2月25日開催の第10回大阪市標準化推進PTにおいて、福祉3システムにおいては、「令和13年1月をめざして移行計画の再検討を行う。移行計画の再検討にあたっては、令和13年1月に移行できない場合の代案も含めて検討する。」という方針が決定された。また、地方公共団体情報システム標準化基本法（令和5年9月閣議決定）に記載の「移行の難易度が極めた高いと考えられるシステム」（移行困難システム）に該当する見込みである。（令和6年3月5日デジタル庁事務連絡）

令和13年1月をめざしての標準準拠システムへの移行となったが、依然として移行に向けた様々な課題（システム調達・開発、データ移行など）に対応するために、今後のスケジュールを考慮すると、的確かつ速やかに本委託業務を実施する必要がある、本市職員のみでこのような専門的知識を有した人材を確保し、適切なプロジェクト体制を構築することは困難であることから、豊富な経験と業務の知識及びシステムの知識・スキルを兼ね備えた事業推進支援事業者からの支援が必要不可欠であると考えます。

① 高度な専門的知識を有していること

情報システムに関する高度な専門的知識を有している。

② 本市福祉制度に精通していること

国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、国民年金法、介護保険法、福祉六法等に基づく本市福祉施策について精通しているとともに、関連する他制度についても深い見識を有している。

③ 本市システムに精通していること

国民健康保険等システム、介護保険システム、総合福祉システム（以下、「福祉 3 システム」という。）の仕様について、過去の開発・改修経過や複雑化した内部構造の細部まで詳細に把握しており、標準仕様書との差異分析、また分析結果に基づく BPR を行うにあたり、必要な専門的見地からの支援を行うことができる。

- ④ 他自治体において豊富な実績を有していること
政令指定都市等においてシステム支援業務における豊富な実績を有している。
- ⑤ その他の要件
本委託業務について、本市の要求する期間内に迅速に対応することが可能である。

（２）選定理由

本件業務は次の理由から株式会社野村総合研究所に委託することが適当である。

株式会社野村総合研究所は、システム開発時の仕様書作成業務をはじめとして、これまで継続的にシステム改修等における支援業務を行っており、過去の制度改正の内容や福祉 3 システムの基盤・業務・保守全般の内部構造を熟知し、本市の業務運用についても精通していることから、標準仕様書との差異分析や課題整理、BPR 実施等について、短期間において行うことができる。また、他の政令指定都市でも同様の支援を実施しており、指定都市の共通的な課題に対する有効的な解決策を得ることができる。

他事業者が支援を行う場合、本市固有の内容（総合福祉システム、統合基盤、生活保護版レセプト管理システムに関することなど）について、本市から事業者の説明を行い、事業者が理解するための時間とコストが必要となるが、株式会社野村総合研究所は既に本市固有の内容に関する知識を有するため、速やかに支援業務を始めることができる。

株式会社野村総合研究所は、令和 3 年度より「自治体システム標準化移行検討支援業務」を受託している。令和 3 年度は、標準化の第 1 グループである介護保険や障がい者福祉事務の Fit&Gap 分析等を実施しており、自治体システム標準化にかかる本市システムが抱えている課題や問題点と検討経過を把握している。令和 4 年度以降は国民健康保険や生活保護なども含めて福祉 3 システムが所管する全ての業務について、移行検討にかかる支援を実施している。このようなことから、当初より事業を途切れることなく円滑に継続実施することができる。

標準仕様書との差異分析や分析結果に基づく BPR を実施するにあたって、高度な専門的知識及び豊富な実績を有するとともに、本市福祉制度に精通し、これまでのシステム開発等の経過についても熟知した外部専門業者の支援が必須であるが、このような条件を満たす業者は株式会社野村総合研究所のみである。

4 根拠法令

- ・政府調達に関する協定（WTO 協定）第 13 条第 1 項 c (i) 及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課（電話番号 06-6208-7976）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 障がい者歯科診療センター運営業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府歯科医師会

3 随意契約理由

本事業は、不随意運動や衝動的な行動などの障がい特性があり、一般の歯科診療機関では対応が困難な障がい児(者)に対し、大阪府と共同で歯科治療の場を提供するものである。

一般社団法人大阪府歯科医師会は、一般の歯科診療機関では治療が困難な障がい児(者)への対応を可能とするための障がい児(者)専用の診療設備を複数設置している診療所を有しており、また、障がい者歯科診療専門の医師と歯科衛生士を複数体制で配置が可能で不随意運動や衝動的行動がある患者への安全な対応が可能であり、本事業の受託が適正に実施できる唯一の事業者である。

よって、地方自治法令第167条の2第1項第2号の性質又は目的が競争入札に適さないものとして大阪府とともに、一般社団法人大阪府歯科医師会と随意契約による3者契約を行うものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課（電話番号 06 - 6208 - 8081）

随意契約理由書

1 案件名称

新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）公募手続支援業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会

3 随意契約理由

(1) 新施設の整備事業に係る事業手法について

新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）（以下「新施設」という。）の整備については、令和3年11月の戦略会議において現施設の建替えの方向性を決定し、令和5年3月に基本構想を、令和6年3月に基本計画をそれぞれ策定し、整備・運営の基本方針、諸室・機能、規模や整備場所など基本的な建築計画等を整理した。

そして、令和6年度には、PFI導入可能性調査を実施し、新施設の整備・運営事業（以下「本件整備運営事業」という。）の事業手法として、PFI（BT0）方式（運営予定者を先行して選定）を採用することとした。

(2) 運営予定者の募集・選定について

新施設の運営予定者については、令和7年10月に公募を開始し、選定会議における審理を経て、令和8年2月に前記2の事業者を選定した。

当該運営予定者の募集においては、選定された事業者が本案件の受託事業者となり、本件整備運営事業の公募にあたっての要求水準の監修や応募者との個別対話への同席などの支援を行うことを条件とした。

これは、応募グループの提案内容が運営を見据えたものとなり、かつ、運営予定者の専門的知見やノウハウが発揮されたものとなることで、新施設が利用者にとって使いやすい施設となるようにすることを目的としたものである。

(3) 本案件の契約相手方について

このように、本案件は、その性質上、新施設の運営予定者しか行い得ない業務であり、履行できる者が特定されるものである。なお、運営予定者については、前記3(2)のとおり、公募により提案を募り、提案のあった内容を外部有識者からなる選定会議において審理して選定しており、その過程で競争性は確保されている。

以上を踏まえ、本案件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会と随意契約により契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課（電話番号 06 - 6208 - 7987）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域活動支援センター事業(活動支援A型)運営事業業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人北区精神障害者福祉を進める薔薇の会 外25件

3 随意契約理由

本事業は、障がい者小規模作業所及び障がい者小規模通所授産施設からの移行事業であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に規定された市町村の必須事業である。

地域活動支援センター(活動支援A型)では、通所により創作的活動又は生産活動の機会の提供や、地域社会との交流の促進、機能訓練、社会適応訓練及び日常生活に必要な便宜の供与等を実施することにより、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう支援している。

また、大阪市では、障がい者支援計画を定め、障がい者の地域活動を支援する取組を推進しているところであり、本事業は大阪市地域活動支援センター事業(活動支援A型)実施要綱(以下「要綱」という)に基づき平成19年度から実施しているところである。なお、受託法人については、要綱第2条において、委託期間の前月に当事業を受託しており継続して事業を実施する法人と規定している。

以上のとおり、本事業の目的を達成するためには競争入札は適しないため、地域活動支援センターの運営にあたっては、障がい者小規模作業所及び障がい者小規模通所授産施設から移行し、継続して地域活動支援センターを運営する法人を相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課(電話番号 06-6208-8074)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域活動支援センター事業（活動支援B型）運営事業業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪聴力障害者協会 外3件

3 随意契約理由

本事業は、身体障がい者及び知的障がい者のデイサービス事業所からの移行事業であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に規定された市町村における必須事業である。

地域活動支援センター（活動支援B型）では、通所により創作的活動の機会の提供や、地域社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与等を実施することにより、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう支援している。

また、大阪市では、障がい者支援計画を定め、障がい者の地域活動を支援する取組を推進しているところであり、本事業は大阪市地域活動支援センター事業（活動支援B型）実施要綱（以下「要綱」という）に基づき平成19年度から実施しているところである。なお、受託法人については、要綱第2条において、委託期間の前月にすでに当事業を受託しており継続して事業を実施する法人と規定している。

以上のとおり、本事業の目的を達成するためには競争入札は適しないため、地域活動支援センターの運営にあたっては、身体障がい者及び知的障がい者のデイサービス事業所から移行し、継続して地域活動支援センターを運営する法人を相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課（電話番号 06 - 6208 - 8074）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域活動支援センター（生活支援型）運営事業業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人精神障害者支援の会ヒット 外8件

3 随意契約理由

本事業は、精神保健福祉法に基づく精神障がい者地域生活支援センター事業が、障害者自立支援法（現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）における新たなサービス体系に移行するにあたり、移行先として設定された事業である。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第77条第1項第9号に規定された市町村における必須事業であり、地域活動支援センター（生活支援型）は精神障がい者にかかる相談支援や地域活動支援の拠点として重要な役割を担っている。

これらの支援を必要とする利用者にとり、遠方の事業所に通所することは困難を伴い、また利用者と地域社会との交流の促進を図る上でも、各利用者が生活する地域にて地域活動支援センターを利用できる環境を整備することが求められる。

また、大阪市では、障がい者支援計画を定め、障がい者の地域活動を支援する取組を推進しているところであり、本事業は大阪市地域活動支援センター（生活支援型）運営事業実施要綱に基づき平成19年度から実施しているところである。

以上のとおり、本事業の目的を達成するためには競争入札は適しないため、地域活動支援センターの運営にあたっては、精神障がい者地域生活支援センターから移行し、継続して地域活動支援センターを運営する法人を相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課（TEL06-6208-8074）

随意契約理由書

1 案件名称

自立支援医療（更生医療）、障害児入所医療及び障害児入所措置医療に係る医療費審査支払に関する委託業務（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

本市において、公費負担医療機関が請求することができる自立支援医療費の額を決定するに当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第73条第3項にて、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならないとされている。

また、自立支援医療（更生医療）、障害児入所医療及び障害児入所措置医療に係る医療費の審査及び支払事務については、障害者総合支援法第73条第4項及び児童福祉法第二十四条の三第十一項において、市町村は国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）へ委託することができると規定されており、この規定に基づき国保連へ審査支払事務を委託することで、国民健康保険診療報酬審査委員会の意見を聴くことが可能となり、適正に自立支援医療費を決定し、円滑な指定医療機関への支払いが可能となる。

以上の理由により、自立支援医療（更生医療）等に係る医療費審査支払事務について、大阪府国民健康保険団体連合会へ委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課自立支援事業グループ
（電話番号 06—6208—7986）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

障害介護給付費等審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、全国共通の障害者総合支援給付審査支払等システムが構築されている。

なお、本業務である障害介護給付費等は、医療保険と同様のしくみで請求や支払いを行うことから、大阪府国民健康保険団体連合会において、全国共通の障害者総合支援給付審査支払等システムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、当該システムの利用が必須であることから、障害者総合支援給付審査支払等システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するのである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課自立支援事業グループ（06 - 6208 - 7986）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市重症心身障がい児者等医療型短期入所実施機関における受入業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

- ① 宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション
- ② 社会福祉法人石井記念愛染園
- ③ 社会医療法人大道会
- ④ 地方独立行政法人大阪市民病院機構
- ⑤ 地方独立行政法人大阪府立病院機構
- ⑥ 社会医療法人愛仁会

3 随意契約理由

本事業は、人工呼吸器の装着による呼吸管理や気管切開による痰吸引、経管栄養などの医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等の在宅生活において、介護を担う家族が急病等の場合に、施設等で一時的な受け入れを行うショートステイの充実を図ることで、重症心身障がい児者等が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア等の障がい特性に対応可能な医療機関において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に基づく医療型短期入所サービスを提供する体制を確保するための事業である。

本事業の利用者である重症心身障がい児者等は、医療的ケア等の障がい特性に応じた専門的な支援を必要とし、常時介護が必要であることから、特定事業者に突発事故があってもサービスの代替提供が必須である。

大阪市では、障がい者支援計画を定め、障がいのある方が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、在宅生活を支援する取組を推進しており、本事業は平成25年度から実施しているところである。

本事業を必要とする重症心身障がい児者は約900人おり、事業エリアは市内全域に及ぶことから、これらの重症心身障がい児者の受入れにあたっては、1事業者で賄える業務ではない。また、大阪市域を分割すると考えると行政区単位にならざるを得ないが、参入事業者によって実施可能な地域や件数が異なり、効果的な分割範囲を設定することは困難である。

なお、今後も医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加していること等を背景として、受入れを必要とする重症心身障がい児者の増加が見込まれることから、より多くの事業者で対応していく必要がある。

以上のことから、大阪市全域において、仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者全てを契約相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課（電話番号 06 - 6208 - 8245）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市重度心身障がい者（児）住宅改修費給付事業の申請内容にかかる審査業務委託（建築士審査）（単価契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府建築士事務所協会

3 随意契約理由

大阪市重度心身障がい者（児）住宅改修費給付事業にかかる建築士審査業務は、各区保健福祉センター窓口で受け付けた申請内容について、対象者の障がい状況や生活状況に加え、住居の状態から生じる住環境上の課題に対して、建築の専門的な見地から、課題解決に有効かつ安全な改修であるか、そして、工事価格が適正であるかを見極めることを目的としており、各区における給付の可否決定にかかる重要な役割を担うものである。

本審査業務の受注にあたっては、公平で中立的な立場を担保するため、受注者と住宅改修工事の請負業者との業務上の関係性を明確にした上で、公益性のある審査を行う必要がある。

また、障がい者（児）特有の状況等福祉的な観点から審査を行うにあたり、建築設計技術を要する建築士の資格を有することが求められる。

よって、住宅改修工事の請負業者となり得ず、これらの要件に該当し、かつ本審査業務を受注できる体制を有している団体は「一般社団法人 大阪府建築士事務所協会」のみであるため、同協会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課（自立支援事業グループ）
（電話番号 06 - 6208 - 7986）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市重症心身障がい児者等地域生活支援センター業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人愛徳福祉会

3 随意契約理由

本業務は、人工呼吸器の装着による呼吸管理や気管切開による痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等（以下「医療的ケア児者等」という。）に対する在宅生活の支援にあたり、医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業者の体制整備を進めていくため、障がい福祉サービス事業者の医療的ケアに関する基礎知識の取得や介護技術の向上等を目的とした国のカリキュラムに基づく研修の実施や、関係機関等を交えた検討会の実施、医療的ケア児者等や支援機関からの相談に対する専門的な助言・指導等を行うほか、大阪府医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターとの連携をはかり、相談援助を行うものである。

これらの業務には、医療的ケア児者等に対する医療に関する専門的な知識及び経験が求められることに加え、障がい福祉サービス等の在宅支援に関する知識及び経験が必要となる。具体的には、国のカリキュラムに基づく研修事業では医療的ケア児等への治療経験が豊富である医師や介助技術を有する介護士等による専門的な内容が求められているほか、医療的ケア児者等や地域の関係機関への専門的かつ効果的な助言を行うためには、在宅生活における医療と福祉それぞれの支援経験やノウハウを有し、総合的に対応する能力が求められる。

「社会福祉法人愛徳福祉会」の「大阪発達総合療育センター」は、医療部門と福祉部門があり、医療部門では医療的ケア児者等のための小児科、整形外科、地域医療連携室等を備え、医療的ケア児者等の入院治療から在宅医療までを一連で行える専門医療機関として、勤務する医師や医療職が多くの医療的ケア児者等の治療経験を持っている。福祉部門では、ヘルパーやショートステイ、児童発達支援事業等を提供しており、在宅生活を送る医療的ケア児者等に対して、介護士や理学療法士、保育士等が、医療的ケアに配慮しながら介護や療育を行っているところである。

また、同センターでは、医療的ケア児者等の在宅生活支援にあたり、日常的に医療スタッフと福祉スタッフが連携し、医療と福祉の両面で総合的に検討を行うことができることから、研修修了後のフォローや、関係機関からの様々な相談への助言、指導等、本業務を一貫して対応することが唯一可能な事業所である。

以上から、本業務を効果的・効率的に実施することができるのは「大阪発達総合療育センター」のみであり、運営主体である「社会福祉法人愛徳福祉会」と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課自立支援事業グループ (06 - 6208 - 8245)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 運営指導チェックシステム運用保守業務委託

2 契約相手方

株式会社 ニューロテックシステム

3 随意契約理由

指定介護保険サービス事業所及び指定障がい福祉サービス事業所に対する運営指導は、介護サービス等の質の確保や保険給付の適正化を図るため、厚生労働省の定める実施頻度で行う必要があるが、サービス事業所は年々増加しており、業務の効率化が必要である。

そのため、運営指導業務に携帯用端末機を導入し、従来は手書き作成の帳票を用いていたところをエクセルファイルにより電子化し、効率化を図ってきた。

令和6年度からは、当該エクセルファイルを「運営指導チェックシステム」として、システム化して運用している。

株式会社ニューロテックシステムはシステム設計・開発を行っており、本市からの問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応でき、障害発生時においても障害の現象からその原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる唯一の事業者である。

以上の要件を勘案し、システム保守にかかる業務委託を受注できる事業者は株式会社ニューロテックシステム以外に存在しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部運営指導課指導グループ

福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市指定就労継続支援事業所に対する伴走型支援・補助・研修等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府中小企業診断士協会

3 随意契約理由

令和7年11月28日付で厚生労働省から示された「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」において、指定申請時に提出される収支予算書等について、士業等の専門家による確認・審査を行うことが求められている。同ガイドラインでは、継続的な事業見込み、収益確保の具体性、生産活動の継続性等、経営面の観点からの審査事項が示されており、専門的知見に基づく助言等が不可欠である。

本業務は、就労継続支援事業所の生産活動の実態を踏まえつつ、事業計画・収支計画・改善計画の妥当性を経営面から検討し、実行可能な改善に結び付ける支援を行うものである。このため、中小企業の経営課題に対する診断・助言を専門とする中小企業診断士による対応が最も適している。

受注者である一般社団法人 大阪府中小企業診断士協会は、府内において中小企業診断士の事業を行う者が登録する唯一の団体であり、中小企業診断士間のネットワークを活用でき、速やかかつ確実な中小企業診断士による助言等が可能であるため、効果的・効率的な事業の実施が行える。

上記から本事業の目的を達することのできる唯一の団体であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部運営指導課（電話：06-6241-6527）

随意契約理由書

1 案件名称

老人クラブ活動援助業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市老人クラブ連合会

3 随意契約理由

大阪市では、国が指定する「老人クラブ活動等事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に基づき、老人クラブの活動等のより一層の活性化を図り、高齢者のいきがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的として、「老人クラブ活動等事業」を実施しており、その一環として「老人クラブ活動援助業務委託」を行っている。

国要綱では、この「老人クラブ活動等事業」は、小学校単位では老人クラブが、区単位では区老人クラブ連合会が、市単位では一般社団法人大阪市老人クラブ連合会が実施主体となり、各種活動を行うことと定められ、一般社団法人大阪市老人クラブ連合会が実施主体となって行う事業は、老人クラブ等活動推進員の設置や老人クラブや区老人クラブ連合会の活動推進のための企画立案等である。

当該「老人クラブ活動援助業務委託」は、各区における区老人クラブ連合会及び単位老人クラブ活動等を援助するため、老人クラブ活動援助員を設置する業務であり、上記のとおり大阪市老人クラブ連合会が実施主体となり行う事業である。（老人クラブ等事業運営要綱 3（3）ア 老人クラブ等活動推進事業に該当）

よって、国要綱に規定されている本市唯一の団体である一般社団法人大阪市老人クラブ連合会に特名随意契約により本事業を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話番号：06 - 6208 - 8054）

随意契約理由書

- 1 案件名称
老人クラブ活動推進業務委託

- 2 契約の相手方
一般社団法人 大阪市老人クラブ連合会

- 3 随意契約理由

大阪市では、国が指定する「老人クラブ活動等事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に基づき、老人クラブの活動等のより一層の活性化を図り、高齢者のいきがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的として、「老人クラブ活動等事業」を実施しており、その一環として「老人クラブ活動推進業務委託」を行っている。

国要綱では、この「老人クラブ活動等事業」は、小学校単位では老人クラブが、区単位では区老人クラブ連合会が、市単位では一般社団法人大阪市老人クラブ連合会が実施主体となり、各種活動を行うことと定められ、一般社団法人大阪市老人クラブ連合会が実施主体となって行う事業は、老人クラブ等活動推進員の設置や老人クラブや区老人クラブ連合会の活動推進のための企画立案等である。

当該「老人クラブ活動推進業務委託」は、大阪市内における老人クラブ活動を推進するため、老人クラブ活動推進員を設置する業務であり、上記のとおり大阪市老人クラブ連合会が実施主体となり行う事業である。

よって、国要綱に規定されている本市唯一の団体である一般社団法人大阪市老人クラブ連合会に特名随意契約により本事業を委託する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 5 担当部署
福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話番号：06 - 6208 - 8054）

随意契約理由書

1 事業名称

令和8年度 全国健康福祉祭選手団派遣事業（概算契約）

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪府地域福祉推進財団

3 随意契約理由

一般社団法人 大阪府地域福祉推進財団は、高齢者のスポーツ・健康づくり活動、地域活動を推進するための組織作り、高齢者の社会活動についての啓発、高齢者の社会活動振興のための指導者等育成事業等、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、行政と民間の総合基地として、平成元年に設立された団体である。

全国健康福祉祭派遣事業に関しては、当財団が設立された当初から事業を開始し、大阪市は平成25年度から選手団の派遣等について業務委託している。

当財団は、派遣選手の選考会を実施している各競技団体との強力な協力関係を有しており、選手団派遣事業については、非常に精通している。

また、当財団は、全国健康福祉祭の主催者側の一つである一般財団法人長寿社会開発センターが各都道府県に一つ設置している「明るい長寿社会づくり推進機構」としてその役割を担っており、本事業も実施事業の一つとなっていることから、当財団が本事業を遂行しえる府下唯一の団体であるため、全国健康福祉祭選手団派遣事業を一般財団法人大阪府地域福祉推進財団と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話番号 06-6208-8054）

随意契約理由書

1 案件名称

生活支援ハウス運営事業（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 健成会

社会福祉法人 キリスト教ミード社会館

社会福祉法人 森の宮福祉会

社会福祉法人 ともしび福祉会

3 随意契約理由

生活支援ハウスの運営については、「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日付け厚生省老人保健福祉局長通知）により、「この事業の実施主体は市町村とし、地域の実情に応じ、利用者及びサービス内容の決定を除き、事業の運営の一部を介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等、又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められるものに委託することができるものとする。」こととされており、平成14年度以降、生活支援ハウスを設置し、事業運営する社会福祉法人に委託してきた。

生活支援ハウスを建設するにあたっては、施設整備する際の「法人等選考委員会」において、事業の趣旨・目的を十分理解し、施設経営に強い意志を有し、経営全般について良好な実績を収めていること、法人等の経営者が社会福祉事業に熱意と高い識見を有し、かつ法令等の定めを遵守していること、法人等が行おうとしている施設整備が各法令・計画等に照らし妥当であること等の要件を満たした法人が選考されている。

これにより選考された法人が生活支援ハウスを建設し、事業運営するものであり、当該運営業務委託については競争入札等に適しないものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話番号 06 - 6208 - 7485）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度敬老優待乗車証（I Cカード）発行・管理業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社スルッとKANSAI

3 随意契約理由

福祉局では、高齢者施策として、敬老優待乗車証条例に基づき、大阪市に住所がある 70 歳以上の方を対象とし、Osaka Metro が運行する地下鉄・ニュートラムや大阪シティバス が運行するバスを乗車 1 回につき 50 円で利用可能とする敬老優待乗車証を発行している。

敬老優待乗車証の I Cカード化を行うにあたっては、先払い式の I Cカードか後払い式の I Cカードかを決定する必要がある。

先払い式の I Cカードの場合、利用金額が未確定の段階で本市から利用者に一定額を交付し、余剰や不足が生じた場合には返金や、追加交付等の手続きが生じることから利用者の利便性を大きく損なうことになることから困難である。

後払い式 I Cカードの場合、利用金額確定後に本市が Osaka Metro 及び大阪シティバスへ確定金額を支払うことが可能であり、本市の手続きや利用者の利便性に大きな影響がない。

以上のことから、後払い式の I Cカードを導入することを決定し、平成 19 年度から実施している。関西圏で後払い式の I Cカードを導入している事業者は、P i T a P a システムの運用を行っている株式会社スルッとKANSAIのみであるため、株式会社スルッとKANSAI と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話番号：06 - 6208 - 8056）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 敬老優待乗車証（ＩＣカード）5年次更新に関する申請受付業務委託
（単価契約）

2 契約の相手方

日本郵便株式会社

3 随意契約理由

敬老優待乗車証制度は、高齢者の方に敬老の意を表するとともに、生きがいづくりや社会参加の促進に一定の役割を果たしているが、更新手続き時には「寝たきりの状態でないこと」「本人確認ができること」等を確認する必要がある。一方で、ＩＣカードの更新申請時には、交付要件を満たすことを確認するためにできるだけ多くの窓口を設置し申請者の分散を図る必要があること、利用者の混乱をきたさないこと等を考慮する必要がある。

日本郵便株式会社は、実施に必要と考えられる全ての条件を満たしており、加えて窓口数が多いこと、従来から申請受付事務を委託しており申請受付窓口として浸透していること、他都市での同様の業務を実施している実績もあることから、現時点で唯一対応可能な事業者であるため、日本郵便株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話番号：06 - 6208 - 8056）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市敬老優待乗車証データ変換処理業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社 D A C S

3 随意契約理由

本業務は、敬老優待乗車証制度の運用に当たり、敬老優待乗車証の利用者が交通機関を使用する際に必要となるデータを伝送する業務である。

本業務のようなデータ伝送業務に似たものとして、市民の金融機関の口座から徴収金を引き落とすために、必要なデータを本市から金融機関に伝送するとともに、金融機関からその結果データを本市に伝送するというデータ伝送業務がある。当該業務は、本市の他部局や他都市等においても一般的に実施されているものであり、その仕様は汎用的なものとされていることから、当該業務は、競争入札により業者を決定する方式を採用している。

一方、本業務は、敬老優待乗車証を利用する者が交通機関を使用する際に必要なデータをP i T a P aシステム（注）に伝送し、利用者が駅改札機又はバス運賃箱（以下「改札機等」という。）を利用できるようにする（場合によっては利用の停止）等、制度の運用に必要なデータを伝送する業務である。具体的には、敬老優待乗車証（I Cカード）に関する情報（対象者の情報、カード番号、カードの有効期限等）を本市と株式会社スルッとKANSAIの間でやり取りするとともに、株式会社スルッとKANSAIから受け取った情報を基に、敬老優待乗車証の利用実績等を把握するために、交通事業者（大阪市高速電気軌道株式会社、大阪シティバス株式会社）との間で必要なデータを伝送するものである。

本業務に特有な事情として、関西の公共交通機関におけるプラットフォームであるP i T a P aシステムと連動するものであることから、データ伝送に何らかの誤りがあったときには、予見しえないシステムトラブルが惹起され、公共交通機関の利用者に甚大な影響を及ぼしかねないという大きなリスクを抱えているということがある。敬老優待乗車証の利用者が交通機関を使用するためには、必要なデータがP i T a P aシステムに伝送されていなければならないところ、データを伝送する事業者等の変更は、各交通事業者で運用している改札機等に影響を与えることになりかねないことから、その変更に当たっては、スルッとKANSAIの承認を得る必要がある。この点について、現行事業者がこれまでP i T a P aシステムに支障を生じさせることなく、業務を行ってきた実績がある中で、新しい事業者がデータの伝送業務を行うことは、スルッとKANSAIは想

定しておらず、承諾を得ることは、現実的には困難な状況にある。

仮に、当該承諾を得られたとして、新たな事業者がデータ伝送業務を行う際には、株式会社スルッとKANSAIとの間において、開発、データ授受の回線敷設及びテスト等に少なくとも2年以上の期間が必要（期間は明確に示すことができない。）であること、また、入札を検討している者に対して、入札情報として、開発に必要となるシステムの仕組み等を示すことができないことを株式会社スルッとKANSAIから確認している。本業務については、これらの事情により、明瞭な契約条件や仕様等を示すことができず、公平性や競争性が確保された競争入札の前提を欠く特殊な事情がある。

以上より、敬老優待乗車証制度の円滑な運用を確保・維持していくため、本業務を実施することができるのは、現行事業者しかないと考えられるため、同者に業務を実施させるものである。

注：関西圏を中心に導入されている交通系ＩＣカード「ＰｉＴａＰａ」のシステムであり、スルッとKANSAIが管理しており、会員管理やＩＣカード（ＰｉＴａＰａ）の発行、利用履歴管理などを行っている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話番号：06 - 6208 - 8056）

随意契約理由書

1 案件名称

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント
(第1号介護予防支援事業)(単価契約)

2 契約の相手方

(社福) 大阪市北区社会福祉協議会 外62法人

3 随意契約理由

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)は介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定される市町村事業である。

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)は、要支援者等が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることが出来るよう、その心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望を勘案して一人一人の生きがいや自己実現のための取組みを総合的に支援し、生活の質の向上に資するサービス提供が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うことを目的としている。

「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」(厚生労働告示第百九十六号)により、「総合事業による介護予防ケアマネジメントは介護予防同様、地域包括支援センターが支援する」とのことより、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、「地域包括支援センター」を運営する社会福祉法人等と随意契約により契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課(地域包括ケアグループ)
(電話番号06 - 6208 - 8060)

随意契約理由書

1 案件名称

地域包括支援センター連絡調整事業（概算契約）

2 契約の相手方

（社福）大阪市社会福祉協議会

3 随意契約理由

地域包括支援センター連絡調整事業（以下「本事業」という。）は、地域包括支援センター及び総合相談窓口（以下「ブランチ」という。）が実施している高齢者支援業務（包括的支援事業）について熟知している専門職が、活動状況の把握・分析・フィードバック、処遇困難事例や認知症高齢者支援等の課題に対する助言、先駆的な取り組みの情報提供等の後方支援及びその他の業務を行うことにより、包括的支援事業が円滑に運営されることを目的としている。

本事業が担う業務は、単なる活動報告の集計や、管理者会開催といった連絡業務だけでなく、特徴的な活動や複合的課題を持つ事例への支援内容など質的データについての独自分析、複合化的な課題を抱える相談事例に対して課題解決を図ることができるような後方支援を行っており、包括的支援事業ワーキンググループの設置・運営、包括的支援事業の業務別マニュアル整備、地域包括支援センター及びブランチ職員研修の企画等を行うにあたっては、市内の地域特性、地域のネットワークの仕組み、区役所との連携等についての知識・経験が必要となってくる。また、本事業で行うキャラバン・メイト養成等業務は、その性質上、地域の認知症高齢者支援体制状況を把握した上で支援体制の構築を図ることが必要であり、認知症関連施策に精通していることはもちろん、各地域の認知症支援体制やボランティア活動状況についても熟知しているなど高度な専門性が求められる業務である。

以上のことから、このような諸条件が必要不可欠となる本事業の業務内容は、価格競争をもってして契約相手方を選定する競争入札の方法に適さないものである。

（社福）大阪市社会福祉協議会は、「大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること」を目的とし、市内24区の社会福祉協議会や福祉関係機関・団体と連携協調して、地域福祉・在宅福祉サービスの推進、ボランティア・市民活動の推進、調査・広報啓発活動の推進などを実施する法人であり、特定の地域特性のみの把握にとどまらず市内全域を活動範囲とし、高齢者が抱える課題やボランティア・市民活動状況について、地域的な課題から広域的な課題まで熟知しており、高齢福祉分野における専門的知見に基づく高齢者支援業務の的確な実施能力を有する唯一の団体である。

以上の理由により、（社福）大阪市社会福祉協議会を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ）
（電話番号 06 - 6208 - 8060）

随意契約理由書

1 案件名称

地域リハビリテーション活動支援事業（体操・運動等）業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社Walong

3 随意契約理由

2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、現役世代が急減して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、85歳以上人口の急速な増加により、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、本市においては、住民主体の体操・運動等の通いの場を創出するためのツールとして、安全かつ効率的でコストのかからない運動メニューで全国的にも効果が実証されている「いきいき百歳体操」（高知市が開発）を活用し、平成28年度より「いきいき百歳体操」を開始する地域へリハビリテーション専門職を派遣し技術的指導・助言を行っており、令和7年3月末現在、「いきいき百歳体操」は、市内715か所で継続的に実施されている。

また、口腔機能向上のための「かみかみ百歳体操」も同様に、平成30年度から歯科保健専門職の派遣を行い重点的に普及に取り組んでおり、令和6年3月末現在、市内315か所で実施されている。

令和7年度においても引き続きリハビリテーション専門職及び歯科保健専門職を派遣し介護予防に関する技術的助言等の関与を行うことにより、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく参加できる通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するため、本事業を行う。

当該業務は、地域で住民主体の介護予防の取組みを行う高齢者に対し、継続的に運動機能及び口腔機能の向上に取り組むための動機付けとなるようリハビリテーション専門職及び歯科保健指導を行い、安全でかつ効果的な体操となるよう指導・助言を行う必要があることから、その性質上、高齢者の身体的特性等に関する知識やノウハウをはじめ、運動機能及び口腔機能に特化したリハビリテーションの理念を踏まえてアプローチすることのできる能力を有する者を派遣する必要がある。そのために、幅広い知識と経験、専門性等を有する事業者のノウハウや構想力等に基づく企画・提案を受けて仕様を作成する方がより優れた成果を期待できるとともに、より効果的な事業の実施に繋げることができることから、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社Walongが、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、同法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進担当）

（電話番号：06-6208-9957）

随意契約理由書

1 案件名称

地域リハビリテーション活動支援事業（口腔機能向上）業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

公益社団法人大阪府歯科衛生士会

3 随意契約理由

2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、現役世代が急減して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、85歳以上人口の急速な増加により、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、本市においては、住民主体の体操・運動等の通いの場を創出するためのツールとして、安全かつ効率的でコストのかからない運動メニューで全国的にも効果が実証されている「いきいき百歳体操」（高知市が開発）を活用し、平成28年度より「いきいき百歳体操」を開始する地域へリハビリテーション専門職を派遣し技術的指導・助言を行っており、令和7年3月末現在、「いきいき百歳体操」は、市内715か所で継続的に実施されている。

また、口腔機能向上のための「かみかみ百歳体操」も同様に、平成30年度から歯科保健専門職の派遣を行い重点的に普及に取り組んでおり、令和6年3月末現在、市内315か所で実施されている。

令和7年度においても引き続きリハビリテーション専門職及び歯科保健専門職を派遣し介護予防に関する技術的助言等の関与を行うことにより、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく参加できる通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するため、本事業を行う。

当該業務は、地域で住民主体の介護予防の取組みを行う高齢者に対し、継続的に運動機能及び口腔機能の向上に取り組むための動機付けとなるようリハビリテーション専門職及び歯科保健指導を行い、安全でかつ効果的な体操となるよう指導・助言を行う必要があることから、その性質上、高齢者の身体的特性等に関する知識やノウハウをはじめ、運動機能及び口腔機能に特化したリハビリテーションの理念を踏まえてアプローチすることのできる能力を有する者を派遣する必要がある。そのために、幅広い知識と経験、専門性等を有する事業者のノウハウや構想力等に基づく企画・提案を受けて仕様を作成する方がより優れた成果を期待できるとともに、より効果的な事業の実施に繋げることができることから、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、公益社団法人大阪府歯科衛生士会が、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、同法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進担当）

（電話番号：06-6208-9957）

随意契約理由書

1 案件名称

「貯筋」トレーニング教室業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社クリーン工房大阪支店ほか

3 随意契約理由

本市では、介護・介助が必要になった原因1位は「骨折・転倒」となっており、前期高齢者のうちから運動習慣を身に着け、要支援・要介護状態になることをできる限り予防し自立した活動的な生活を送ることができるよう支援するとともに、住民主体の通いの場（以下「通いの場」という。）や、通いの場への参加者が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、大阪市における介護予防の取組みの機能強化を目的として、本事業を実施する。

本事業では、筋力低下により転倒の不安がある高齢者に対し、安全でかつ効果的な運動プログラムを提供するとともに、継続的に運動に取り組むための動機づけとなるよう、その効果について説明を行う必要があることから、その性質上、高齢者の身体的特性等に関する知識やノウハウをはじめ、介護予防の観点を踏まえてアプローチすることのできる能力を有する者がプログラムを提供する必要がある。また、介護予防の更なる推進として令和7年度から開始している「すかいプロジェクト」の1事業であり、介護予防の取組みを「始めてみる」ことを支援するもので、高齢者が参加しやすいよう身近な場所で開催する必要がある。

高齢者人口が増加し続けるなか、必要件数を1者で提供することは困難な状況にあり、地域を特定せず、大阪市域全体において複数業者の参入が必要と考えている。

以上のことから、より多くの事業者に参加を促し、安定した実施体制を確立することが肝要であることから、ホームページ等で広く募集を行い、仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者全てを契約相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進グループ）
（電話番号：06-6208-9957）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市介護予防教室（なにわ元気塾）事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会ほか

3 随意契約理由

本事業は、介護保険法第115条の45第1項第2号に基づき、65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）の要介護状態等の予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業として実施するものである。閉じこもりがちな高齢者等を始めとするすべての高齢者が、年齢を重ねても自分らしくできる限り自立した生活が送れるよう、定期的（月1回）にフレイル予防、介護予防（以下「介護予防等」という。）に資する教室を開催することにより、地域の人と交流の機会をもつことで生活空間を広げ、認知機能や生活全般の活性化を図るとともに、本事業の参加をきっかけとして外出の機会が増えるなど、高齢者が要支援、要介護状態になることをできる限り予防し自立した活動的な生活を送ることができるよう支援することを目的としている。

大阪市では、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を定め、外出や社会参加を通じた生きがいつくりや介護予防の取組等を推進しており、本事業は平成29年度から実施している。すべての高齢者が介護予防等に取り組めるような地域づくりを進めていけるよう、地域集会所など高齢者が徒歩で参加しやすい身近な会場で、介護予防等に資する教室を開催することにより、介護予防等に関する正しい知識の普及と創作活動やレクリエーション等を通じた地域での人と人との交流の機会を確保している。

本事業は、高齢者人口が増加し続けるなか、各区や各地域等の単位で想定される交流機会の必要件数を1者で提供することは困難な状況にある。加えて、今後の高齢者人口の増加をふまえると、新たな事業参画者の育成についても急務となっているところである。

各地域で高齢者福祉に関する地域活動の実績を有する社会福祉法人等の参画を得て実施しているところ、令和7年度は、20区の社会福祉協議会ほか3法人が受託している。区社会福祉協議会は当該区のみ実施し、他法人は行政区の一部または複数区にまたがって事業を実施しているが、未実施の区も存在する状況であり、大阪市域を分割すると考えると行政区単位にならざるを得ない。しかしながら参入事業者によって実施可能地域が異なることから、効果的な分割範囲を設定することは困難である。よって、地域を特定せず、大阪市域全体において複数業者の参入が必要と考えている。

以上のことから、より多くの事業者に参加を促し、安定した実施体制を確立することが肝要であることから、ホームページ等で広く募集を行い、仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者全てを契約相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進グループ）

（電話番号 06 - 6208 - 9957）

随意契約理由書

1 案件名称

高齢者 e スポーツ体験講座講師派遣等事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社コネクト

3 随意契約理由

地域の高齢者を主たる対象とする住民主体の通いの場（以下「通いの場」という。）において、高齢者 e スポーツ体験講座（以下「体験講座」という。）を行うことにより、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく参加できる通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、大阪市における介護予防の取組みの機能強化を目的として、令和6年度から本事業を実施している。

当該業務は、通いの場に参加する高齢者に対し、e スポーツの体験をきっかけとして通いの場への参加拡大や地域での自主運営につながるよう、安全に実施できる体験講座の実施方法を正しく伝えるとともに、参加者同士の交流を支援する必要があることから、その性質上、高齢者の身体的特性等を踏まえ、e スポーツ機器の操作等について説明を行い、体験講座において高齢者への対応を適切に行うことができる者を派遣する必要がある。

このため、幅広い知識と経験、専門性等を有する事業者のノウハウや構想力等に基づく企画・提案を受けて仕様を作成する方がより優れた成果を期待できるとともに、より効果的な事業の実施に繋げることができることから、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社コネクトが、契約相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、同法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進担当）
（電話番号：06-6208-9957）

随意契約理由書

- 1 案件名称
生活支援体制整備事業

- 2 契約相手先
(社福) 大阪市北区社会福祉協議会 ほかに 23 法人

3 随意契約理由

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が喫緊の課題となっている。

今後増加し多様化する高齢者の生活支援ニーズに対し、多様な主体による介護予防・生活支援サービスの充実を図る必要があるため、市内全24区に生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズや資源の把握・関係者間のネットワーク構築、資源の開発等を行い、地域のニーズに対応する多様な主体による多様なサービスの提供体制の構築に向け取り組みを進めている。

本事業を委託している区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）は、地域の住民組織、公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関連分野の関係者、さらに、地域社会を形成する幅広い種々の専門家・団体・機関によって構成されており、地域が抱える様々な福祉課題を地域全体の問題として捉え、解決を図ることにより、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的とした活動を行っている。

平成30年度から、全24区の区社協と特名随意契約に基づき業務を委託し、生活支援コーディネーターが日々の業務において把握した地域のニーズや資源の情報に基づき、介護予防・生活支援サービス等の地域資源の開発や、地域に不足する活動の担い手の創出に取り組み、成果が上がっている。

また、生活支援コーディネーターと民間企業やNPO等、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とし、高齢者の生活支援体制整備に向けた方策を検討・協議するための場である協議体において、地域の状況や課題についての情報共有を行うとともに、今後の課題に対応した今後の地域資源の開発等に向けた取組みを進めている。

本事業については、各地域におけるニーズと資源を把握するとともに、生活支援・介護予防サービスが不足する地域に対し、その充足に向けて様々な関係団体と連携しながら一体的に取組みを進めていくことが必要である。

それらの取組みの推進にあたっては、これまで長年の活動において、地域における高齢者の状況や地域資源に関する情報を豊富に持ち、また、各種団体等とのつながりがあり、様々な地域コミュニティづくり等の活動に携わってきた区社協が、事業実施可能な唯一の事業者と考えられる。

よって、業務の履行が可能な業者が特定される業務であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者と特名随意契約を締結する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 5 担当部署
福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ）
（電話番号 06 - 6208 - 8060）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市認知症アプリ等運用管理業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

大阪市認知症アプリ等は、平成 29 年度に大阪市認知症アプリ等構築・運用管理業務委託契約（履行期間：平成 30 年 1 月 5 日から令和 2 年 11 月 30 日まで）により、富士通エフ・オー・エム株式会社（現：富士通 Japan 株式会社）が開発したアプリ等であり、運用管理も当該業者があわせて担ってきた。

本件業務は次の理由から、他の事業者では技術面の対応が不可能であり、当該業者に委託することが不可欠である。

ア 大阪市認知症アプリ等の設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができ、作業後の性能・作動状態等を保証することができる唯一の業者である。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者である当該業者は、障害発生時において迅速かつ的確に原因究明を行うことが可能な唯一の業者であり、復旧対応等も速やかに行える。

ウ 大阪市認知症アプリ等を停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速かつ的確な対応を行うことができない。

4 根拠法令

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（電話番号 06-6208-8051）

随意契約理由書

1 案件名称

高齢者ケア付住宅生活援助員配置業務委託

高齢者ケア付住宅生活援助員配置業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人井高野福祉会 外 21 法人

3 随意契約理由

高齢者ケア付住宅生活援助員配置業務は、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮された高齢者ケア付住宅（以下「ケア付住宅」という。）に生活援助員を配置し、高齢者の在宅における生活を支援することを目的としており、生活援助員は、ケア付住宅入居者の生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等を行うことをその業務内容としている。

ケア付住宅には緊急通報設備が各住戸の各部屋に備え付けられており、緊急時に生活援助員が駆けつけることが最も重要な業務であり、生活援助員不在時には委託先法人がバックアップとして速やかに駆け付ける必要がある。このため、事業開始当初から緊急時に迅速に対応するため、近隣にある 24 時間型の老人福祉施設等を運営する法人に、本市から順次、業務委託の実施を打診し、受託が可能な社会福祉法人に業務委託している経過がある。

生活援助員は、地域の人々や関係機関のコーディネーター役としての役割を構築しつつ、高齢者の状態像や住宅形態に応じてきめ細やかなサービス提供を継続して行う必要があるため、入札制度に適さないと考える。業務として生活指導・相談・援助及びその他様々な相談に対応するには、生活援助員の資質はもとより、個人では対応できない問題に対して、知識・経験を持った様々な人材（職種）によるバックアップ体制が必要であり、十分な人的資源（医師・看護職員・介護職員・介護支援専門員・生活相談員）を有する必要がある。また、緊急対応の際には至急現場に駆け付ける等の迅速な対応が求められることから、原則として当該ケア付住宅の最も近くに位置する法人を選定することとする。なお、居宅サービス事業の事業所は規模が小さく、人的条件等を満たすことが困難であることから、業務に必要な人的資源を有する介護保険施設を運営する社会福祉法人に委託することが、最も合理的であり、かつ安全性に配慮することができると考えている。

本業務委託の法人の選定については上記のとおり、様々な事象に対応できるように専門知識が豊富な人材が配置されており、緊急時における対応についても事業計画書等で迅速に処理することができる社会福祉法人のうち、上記業務に対応できる事業実績・経験が十分にある近隣法人を検討した結果、これらの法人を選定し地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき当該社会福祉法人と随意に契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（電話番号 06 - 6208 - 9995）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市生活支援型食事サービス業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪きづがわ医療福祉生活協同組合ほか

3 随意契約理由

本事業は、介護保険法第115条の45第3項第3号に基づき、地域における自立した日常生活の支援のため実施する事業である。本市では「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「当計画」という。）を定め、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざし、様々な取り組みや支援を行っている。

当計画では「日常的な生活支援を必要としている高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために、生活支援コーディネーターや協議体により、地域の実情に応じた多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備する」としており、本事業においては在宅で生活している食事の確保が困難な高齢者等に対し、栄養バランスの取れた配食を通じて利用者の心身や家族等の状況を確認し、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター等と連携するバックアップ体制を構築し、在宅高齢者等の自立した生活の確保を図ることを目的としている。

本事業は、配食の機会を通じた見守り事業であり、サービスの開始及び継続利用のいずれの場合にも提供する「食」の充実が欠かせないところ、利用者ごとの多様な嗜好に対応するためには、特定事業者による配食は馴染まない。可能な限り対象者の利用機会を拡大することで事業の目的を達成することにつながるため、多数の契約相手方が必要となる。

また、見守りを必要とする在宅の高齢者等は、月平均で約6,200人であり、事業エリアは市内全域に及ぶことから、これら利用者への配食にあたっては1事業者で賄える業務ではない。発注範囲を分割すると考えると、行政区単位にならざるを得ないが、参入事業者によって実施可能な地域や配食数が異なり、効果的な分割範囲を設定することは困難である。

今後も高齢者数は増加し、一人暮らし高齢者等が増えていくことが想定されており、配食による見守り事業はより一層重要性が高くなることから対応できる事業者を拡大していく必要がある。

これらのことから仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者全てを相手方とする。

【参考：介護保険法第115条の45第3項第3号】

3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者（当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課 地域包括ケアグループ
（電話番号 06 - 6208 - 9995）

随意契約理由書

1 案件名称

看護職員認知症対応力向上研修事業

2 契約の相手方

(公社) 大阪府看護協会

3 随意契約理由

認知症の人と接する機会が多い看護職員に対し、医療機関等に入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本知識や、個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を習得し、同じ医療機関等の看護職員に対し伝達をすることで、医療機関内等での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築を目的とする。

本事業の趣旨である医療機関内等での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築を目的とする研修企画においては、専門的ノウハウと大阪市内の看護師間ネットワークの活用が不可欠である。これらを踏まえた際に、公益社団法人大阪府看護協会は約90種以上の短期医療研修や各職種向け研修、看護教育課程を実施しており、医療関連研修を開催するうえで必要な専門的ノウハウに精通している。並びに当該法人は大阪市全24区の地域に会員を擁し、看護師間のネットワークを有している。

また、平成27年4月15日老発0415第6号厚生労働省老健局長通知の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」においては「実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医や認知症ケアに精通した看護師等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な関係を図るもの」と規定されており、「認知症ケアマニュアル」の作成や認知症ケア加算2・3に相当する認知症関連の研修を実施している公益社団法人大阪府看護協会は同要綱に合致する。

上記の理由から、本事業を効果的に実施する為に必要となる看護師間のネットワークを擁していることや認知症ケアに精通している看護師等の協力が得られる唯一の団体であることから公益社団法人大阪府看護協会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（認知症施策グループ）
(電話番号 06 - 6208 - 8051)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市認知症疾患医療センター（連携型）運営事業（長期継続）

2 契約の相手方

医療法人 圓生会 理事長 松本 一生

社会福祉法人恩賜財団 済生会支部大阪府済生会 支部長 三島 理晃

医療法人 葛本医院 理事長 葛本 佳正

3 随意契約理由

本事業については、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的として実施するものである。

国が定めた認知症疾患医療センター運営事業実施要綱において、本事業については、指定都市市長が指定した病院又は診療所において実施するとされている。

大阪市認知症疾患医療センター運営事業実施要綱第7条に基づく指定更新申請があった上記3法人が運営する病院又は診療所（松本診療所、大阪府済生会野江病院及び葛本医院）は、同要綱第5条の業務を実施する病院又は診療所として、同要綱第8条に定める基準を満たし、同要綱第6条に基づく本市の指定を受けた病院又は診療所であることから、本事業を上記法人に委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（認知症施策グループ）

（電話番号 06 - 6208 - 8051）

随意契約理由書

1 案件名称

特養入所待機者管理システム運用保守業務

2 契約相手方

株式会社 ニューロテックシステム

3 随意契約理由

特別養護老人ホーム（以下、「特養」という）に入所を希望する対象者は、それぞれ入所申込書を各特養に提出し、特養が行う入所選考委員会の審査を受けた上で、入所することができるが、空床がなければ入所することができず、空床ができるまで待機する必要がある。

これら入所待機者についてのデータを「特養入所待機者管理システム」（以下、「システム」という）で管理を行い、今後の特養整備計画に必要な各区の待機者数の把握や、特例入所判定会議での判定等に活用している。

株式会社ニューロテックシステムはシステム設計・開発を行っており、本市からの問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応でき、障害発生時においても障害の現象からその原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる唯一の事業者である。

以上の要件を勘案し、システム保守にかかる業務委託を受注できる事業者は株式会社ニューロテックシステム以外に存在しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢施設課

（電話番号06—6241—6530）

随意契約理由書

- 1 案件名称
介護保険施設情報提供等事業（概算契約）

- 2 契約の相手方
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟

3 随意契約理由

介護サービスを利用している在宅の要介護高齢者の不安解消とケアマネジャーの負担を軽減して適切な介護サービスの提供に繋げるため、施設から入退所関係情報を収集して高齢者の相談窓口である地域包括支援センターへの迅速かつ正確な情報提供、及び適切なアドバイスを行う必要がある。

また、高齢者からのケアマネジャーや地域包括支援センターへの相談内容が在宅生活の継続が困難で、緊急に特別養護老人ホーム（以下、「特養」という）への入所が必要であると判断出来る場合は緊急入所判定委員会を開催して入所斡旋を行う必要があり、ケアマネジャー、地域包括支援センター、各区の社会福祉協議会、特養をはじめとする入所施設及び居宅サービス事業者の大半が加盟している大阪市老人福祉施設連盟（以下、「市老連」という）の組織力を活用する事で、迅速な協議・調整を行う事が出来る。

平成27年4月以降における要介護1又は2の方への特例入所の運用については、保険者（市区町村）が施設の求めにより、入所申込者が特例入所要件に該当するか否かを入所申込情報に基づいて特例入所対象者判定会議で審議した内容を意見表明する必要があるが、意見表明する場合は介護認定審査委員の意見を参考にしよう厚生労働省から指導があったため、判定会議が円滑に行われるよう会議開催前に調整し、介護認定審査委員と特例入所要件について確認する必要がある。

また、入所申込者の情報については、さまざまな個人情報取り扱いられる事から一元的に管理する必要がある。

さらに、特養においては特例入所要件に該当しなかった入所申込者や特例入所要件に該当したが入所できなかった入所待機者に対して、希望に沿った適切な居宅や他の施設の介護サービスを提供できるよう調整するにあたり、市老連の組織力を活用することで、迅速かつ適切に対応する事が出来る。

よって「業務の履行が可能な業者が特定される業務である」ことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者と特名随意契約を締結する。

- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 5 担当部署 福祉局高齢者施策部高齢施設課（電話番号 06 - 6241 - 6530）

随意契約理由書

1 案件名称

介護事業者インセンティブ事業取組評価等業務委託

2 契約の相手方

株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター

3 随意契約理由

本業務は、介護事業者の取組みが自立支援・重度化防止に資するものになっているかどうかをプロセス、アウトカムの両面から評価するものであり、他都市でも実施例の少ない事業である。申請件数の多さに加え、取組評価や当事業に関する介護事業者からの問合せ対応など、業務の高い専門性（特殊性）から、介護保険制度及び介護事業者に関する専門的知識を有するスタッフを配置し、安定した業務運営体制の構築が必要であり、専門的な知識や経験、技能を必要とすることから、価格競争を原則とした一般競争入札には適しておらず、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部介護保険課管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8028）

随意契約理由書

1 案件名称

「大阪市 元気広げる介護事業者検索ナビ」保守管理業務委託

2 契約相手方

株式会社インサイト

3 随意契約理由

「大阪市 元気広げる介護事業者検索ナビ」については、介護事業者が自らの取組や特色を発信し、取組み内容を紹介するものである。本ホームページは汎用的なソフトを使用したものではなく、介護予防取組紹介事業に合わせて独自に開発したものであり、かつ登録やログインが必要な「動的（条件に応じて表示や動作が変わる）Webシステム」であることから、運用保守にあたっては、当初想定していなかった機能追加や仕様変更、不具合があった時の対応や改修が必要な場合に、開発業者以外では正確かつ速やかな対応が難しいと考えることから上記開発業者へ委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部介護保険課
（電話番号：06-6208-8028）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 25 年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応にかかる追加給付業務委託

2 契約の相手方

TOPPAN株式会社

3 随意契約理由

平成 25 年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応にかかる追加給付業務委託は、書類審査、振込データ作成、対象世帯のデータを管理する専用システムの構築などにより、追加給付を迅速に行う業務であり、ネットワーク設計や、運用管理方法やセキュリティなど、高度な専門的知識が必要とされる。これらを踏まえ、当該事業の目的を達成するためには、競争入札による事業者選定には馴染まないことから、受注者の持つ専門的な知識や実績等を活かした企画提案に基づき仕様を作成することで、より適切かつ効果的な追加給付業務を期待できるため、公募型プロポーザル方式を採用することとした。

学識経験者等の意見を徴取する選定会議において意見を聴取した結果、TOPPAN株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことだったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課追加給付グループ
(電話番号 06 - 6208 - 7948)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和8年度大阪市国民健康保険「国保人間ドック」事業業務委託（単価契約）

2. 契約の相手方

医療法人星敬会 西梅田シティクリニック 他 61 件

3. 随意契約理由

国民健康保険法第 82 条（以下、「同条項」という。）では、市町村は健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の大阪市国民健康保険被保険者（以下、「被保険者」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないとされている。本事業は、同条項に基づき、被保険者の健康保持と疾病予防を目的として昭和 56 年から継続して実施している。

令和 8 年度の本事業の受診見込み人数は、約 40,000 人であり、事業エリアは市内全域に及ぶことから、これら被保険者への対応は 1 事業者で賄えるものではない。また、大阪市域を分割する場合は行政区単位にならざるを得ないところ、本事業では、被保険者の身近な地域で受診可能な施設を広く開設することで、受診率の向上を図ることを目的としており、特定の事業者による実施は馴染まないところである。

今後も高齢化等の進展により、被保険者の健康保持、増進及び生活習慣病の重症化予防は一層重要となることから、対応できる事業者を拡大していく必要がある。

以上のことから、地域を特定せず、大阪市域全体において仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者すべてを契約相手方とする。

【参考：国民健康保険法第 82 条】

第八十二条 市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市総合福祉システム改修業務 12

(一時保護委託の登録制度の創設及び一時保護中の児童の面会通信等制限)

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社N T Tデータ関西(以下、「N T Tデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたN T Tデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上に関する検討調査業務委託

2 契約の相手方

アクセンチュア（株）

3 随意契約理由

本業務は、障がい者自立支援給付費及び障がい児給付費が年々増加する中、障がい福祉サービス等の質の確保・向上とともに、給付の適正化などの課題に対して、他都市事例や給付の実態等を調査・検討し、必要なサービス水準を確保しながら、DXの推進等により、その課題解決を図るべく、今後達成すべき目標、実施すべき具体的な項目及びロードマップ等を定め、着実に実行していくための「障がい福祉サービス等の質の確保・向上のためのアクションプラン」を策定することを目的に行うものである。

その目的を達成するためには、受注者の持つ障がい福祉サービス等に関するノウハウや、障がい者施策の研究・調査及びDX推進に関する幅広い知識と経験、専門性を活用することが求められる。

そのため、競争入札には適しておらず、事業者の提案内容に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する優先交渉権者選定会議において意見を聴取した結果、アクセンチュア株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、同法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、上記2の契約相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課（電話番号 06-6208-8245）

随意契約理由書

1 案件名称

「調理」トレーニング（広域型）事業業務委託

2 契約の相手方

大阪ガスビジネスクリエイト・大阪ガスクッキングスクール共同事業体

3 随意契約理由

本市における男性の介護・介助が必要になった原因1位は「脳卒中」であり、予防には食生活を始めとする生活習慣病の改善が必要である。また、男性は通いの場への参加が少なく趣味のない方は、クラブ活動やサークルにも入りづらい状況である。

「調理する」「食べる」ことを通じた事業として、「調理」トレーニング教室を開催し、食や栄養に関する知識のほか、調理について学ぶ機会を提供するとともに、誰もが関わりのある食をツールとして、仲間づくりや、通いの場への参加にもつなげるため、調理経験が無いまたは少ない65歳から74歳の男性を主な対象に、調理に関するトレーニングを実施するものであり、安全でかつ、調理や食に関する知識の習得をめざすとともに、介護予防を始めてみる機会の提供につなげるものである。その性質上、高齢者の身体的特性等に関する知識やノウハウをはじめ、調理と介護予防の観点を踏まえてアプローチすることのできる能力を有する者がプログラムを提供する必要がある。

このため、幅広い知識と経験、専門性等を有する事業者のノウハウや構想力等に基づく企画・提案を受けて仕様を作成する方がより優れた成果を期待できるとともに、より効果的な事業の実施に繋げることができることから、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、大阪ガスビジネスクリエイト・大阪ガスクッキングスクール共同事業体が、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、同法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進グループ）
（電話番号：06-6208-9957）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム（生活保護法上の指定介護機関に関する介護保険法上の手続きとの連動対象の見直し）システム改修業務委託

2 契約相手方

株式会社NTT データ関西

3 随意契約理由

総合福祉システムは、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働した。その後、平成27年1月にシステム刷新のための再構築を行い現在に至る。当再構築業務は、以下の業務委託で実施した（以下、「再構築業務委託」という。）。

- ・ 契約名称：大阪市総合福祉システム再構築・運用保守等業務
- ・ 契約日：平成25年4月1日
- ・ 履行期間：平成25年4月1日～令和2年3月31日
- ・ 契約金額（当初）：2,984,299,500円
- ・ 契約金額（税率変更による第1～2回契約変更後）：3,016,433,592円
- ・ 受注者：株式会社NTT データ関西
- ・ 業務内容：平成25年4月から平成26年12月までの次期システムの開発業務、および平成27年1月から令和2年3月までの保守業務および運用支援業務
- ・ 契約方法：総合評価一般競争入札

「再構築業務委託」では、再構築業務（システムの開発業務）と、稼働後から令和2年3月までの運用保守業務等を委託しており、令和2年4月以降の運用保守業務等は、「再構築業務委託」と接続して提供を受ける同種の特定制務として、「再構築業務委託」の受注者である株式会社NTT データ関西に委託しており、令和8年度は、以下の業務委託で実施している（以下、「運用保守業務委託」という。）。

- ・ 契約名称：令和8年度 大阪市総合福祉システム運用保守業務委託
- ・ 契約日：令和8年4月1日
- ・ 履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日
- ・ 契約金額：489,058,048円
- ・ 受注者：株式会社NTT データ関西
- ・ 業務内容：本システム全体を安定稼働させる上で必要となる運用保守役務として、簡易なソフトウェア改修作業、作業依頼対応、障害対応等
- ・ 契約方法：随意契約

「令和8年度 大阪市総合福祉システム（生活保護法上の指定介護機関に関する介護保険法上の手続きとの連動対象の見直し）システム改修業務委託」（以下、「本件業務委託」という。）は、前述の「運用保守業務委託」において維持管理を行っている総合福祉システムについて、システムを停止することなく安定的な運用を継続しつつ、既存機能の改修を行うものである。

このため、「本件業務委託」は、「運用保守業務委託」と接続して提供を受ける同種の特定役務として、契約相手方を「運用保守業務委託」の受注者と同一としなければ当初構築した総合福祉システムを安定的に維持管理及び運用することができない。

なお、契約相手方を「運用保守業務委託」の受注者以外の者とし「本件業務委託」を実施した場合、当システムに障害が発生した際に原因特定や責任区分が不明確となる等、総合福祉システムの安定的な維持管理及び運用に著しい支障を生じるおそれがある。

以上の理由により随意契約の契約相手方を「運用保守業務委託」の受注者である株式会社NTT データ関西とする。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8246)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム（マイナンバーデータ標準レイアウト改版対応（生保副本登録））システム改修業務委託

2 契約相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

総合福祉システムは、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働した。その後、平成27年1月にシステム刷新のための再構築を行い現在に至る。当再構築業務は、以下の業務委託で実施した（以下、「再構築業務委託」という。）。

- ・ 契約名称：大阪市総合福祉システム再構築・運用保守等業務
- ・ 契約日：平成25年4月1日
- ・ 履行期間：平成25年4月1日～令和2年3月31日
- ・ 契約金額（当初）：2,984,299,500円
- ・ 契約金額（税率変更による第1～2回契約変更後）：3,016,433,592円
- ・ 受注者：株式会社 NTT データ関西
- ・ 業務内容：平成25年4月から平成26年12月までの次期システムの開発業務、および平成27年1月から令和2年3月までの保守業務および運用支援業務
- ・ 契約方法：総合評価一般競争入札

「再構築業務委託」では、再構築業務（システムの開発業務）と、稼働後から令和2年3月までの運用保守業務等を委託しており、令和2年4月以降の運用保守業務等は、「再構築業務委託」と接続して提供を受ける同種の特定制務として、「再構築業務委託」の受注者である株式会社 NTT データ関西に委託しており、令和8年度は、以下の業務委託で実施している（以下、「運用保守業務委託」という。）。

- ・ 契約名称：令和8年度 大阪市総合福祉システム運用保守業務委託
- ・ 契約日：令和8年4月1日
- ・ 履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日
- ・ 契約金額：489,058,048円
- ・ 受注者：株式会社 NTT データ関西
- ・ 業務内容：本システム全体を安定稼働させる上で必要となる運用保守役務として、簡易なソフトウェア改修作業、作業依頼対応、障害対応等
- ・ 契約方法：随意契約

「令和8年度 大阪市総合福祉システム（マイナンバーデータ標準レイアウト改版対応（生保副本登録））システム改修業務委託」（以下、「本件業務委託」という。）は、前述の「運用保守業務委託」において維持管理を行っている総合福祉システムについて、システムを停止することなく安定的な運用を継続しつつ、既存機能の改修を行うものである。

このため、「本件業務委託」は、「運用保守業務委託」と接続して提供を受ける同種の特定役務として、契約相手方を「運用保守業務委託」の受注者と同一としなければ当初構築した総合福祉システムを安定的に維持管理及び運用することができない。

なお、契約相手方を「運用保守業務委託」の受注者以外の者とし「本件業務委託」を実施した場合、当システムに障害が発生した際に原因特定や責任区分が不明確となる等、総合福祉システムの安定的な維持管理及び運用に著しい支障を生じるおそれがある。

以上の理由により随意契約の契約相手方を「運用保守業務委託」の受注者である株式会社 NTT データ関西とする。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8246)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」に係る統計機能の変更）システム改修業務委託

2 契約相手方

株式会社NTT データ関西

3 随意契約理由

総合福祉システムは、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働した。その後、平成27年1月にシステム刷新のための再構築を行い現在に至る。当再構築業務は、以下の業務委託で実施した（以下、「再構築業務委託」という。）。

- ・ 契約名称：大阪市総合福祉システム再構築・運用保守等業務
- ・ 契約日：平成25年4月1日
- ・ 履行期間：平成25年4月1日～令和2年3月31日
- ・ 契約金額（当初）：2,984,299,500円
- ・ 契約金額（税率変更による第1～2回契約変更後）：3,016,433,592円
- ・ 受注者：株式会社NTT データ関西
- ・ 業務内容：平成25年4月から平成26年12月までの次期システムの開発業務、および平成27年1月から令和2年3月までの保守業務および運用支援業務
- ・ 契約方法：総合評価一般競争入札

「再構築業務委託」では、再構築業務（システムの開発業務）と、稼働後から令和2年3月までの運用保守業務等を委託しており、令和2年4月以降の運用保守業務等は、「再構築業務委託」と接続して提供を受ける同種の特定制務として、「再構築業務委託」の受注者である株式会社NTT データ関西に委託しており、令和8年度は、以下の業務委託で実施している（以下、「運用保守業務委託」という。）。

- ・ 契約名称：令和8年度 大阪市総合福祉システム運用保守業務委託
- ・ 契約日：令和8年4月1日
- ・ 履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日
- ・ 契約金額：489,058,048円
- ・ 受注者：株式会社NTT データ関西
- ・ 業務内容：本システム全体を安定稼働させる上で必要となる運用保守役務として、簡易なソフトウェア改修作業、作業依頼対応、障害対応等
- ・ 契約方法：随意契約

「令和8年度 大阪市総合福祉システム（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」に係る統計機能の変更）システム改修業務委託」（以下、「本件業務委託」という。）は、前述の「運用保守業務委託」において維持管理を行っている総合福祉システムについて、システムを停止することなく安定的な運用を継続しつつ、既存機能の改修を行うものである。

このため、「本件業務委託」は、「運用保守業務委託」と接続して提供を受ける同種の特定役務として、契約相手方を「運用保守業務委託」の受注者と同一としなければ当初構築した総合福祉システムを安定的に維持管理及び運用することができない。

なお、契約相手方を「運用保守業務委託」の受注者以外の者とし「本件業務委託」を実施した場合、当システムに障害が発生した際に原因特定や責任区分が不明確となる等、総合福祉システムの安定的な維持管理及び運用に著しい支障を生じるおそれがある。

以上の理由により随意契約の契約相手方を「運用保守業務委託」の受注者である株式会社NTT データ関西とする。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8246)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム（自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）及び療養介護医療並びに障がい児医療（障がい児入所医療・肢体不自由児通所医療）に係る PMH（Public Medical Hub）への情報連携）システム改修業務委託

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

（1）選定にあたっての考え方

総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）（以下「総合福祉システム」という。）は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

（2）選定理由

株式会社NTTデータ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務シ

システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住記システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市総合福祉システム（総合福祉システムにおける施設等利用給付制度（PDS）にかかる未移行園（保育料・預かり保育料上限額）、新制度園（預かり保育料上限額）の金額変更）システム改修業務委託

2 契約相手方

株式会社NTT データ関西

3 随意契約理由

総合福祉システムは、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働した。その後、平成27年1月にシステム刷新のための再構築を行い現在に至る。当再構築業務は、以下の業務委託で実施した（以下、「再構築業務委託」という。）。

- ・契約名称：大阪市総合福祉システム再構築・運用保守等業務
- ・契約日：平成25年4月1日
- ・履行期間：平成25年4月1日～令和2年3月31日
- ・契約金額（当初）：2,984,299,500円
- ・契約金額（税率変更による第1～2回契約変更後）：3,016,433,592円
- ・受注者：株式会社NTT データ関西
- ・業務内容：平成25年4月から平成26年12月までの次期システムの開発業務、および平成27年1月から令和2年3月までの保守業務および運用支援業務
- ・契約方法：総合評価一般競争入札

「再構築業務委託」では、再構築業務（システムの開発業務）と、稼働後から令和2年3月までの運用保守業務等を委託しており、令和2年4月以降の運用保守業務等は、「再構築業務委託」と連接して提供を受ける同種の特定制務として、「再構築業務委託」の受注者である株式会社NTT データ関西に委託しており、令和8年度は、以下の業務委託で実施している（以下、「運用保守業務委託」という。）。

- ・契約名称：令和8年度 大阪市総合福祉システム運用保守業務委託
- ・契約日：令和8年4月1日
- ・履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日
- ・契約金額：489,058,048円
- ・受注者：株式会社NTT データ関西
- ・業務内容：本システム全体を安定稼働させる上で必要となる運用保守役務として、簡易なソフトウェア改修作業、作業依頼対応、障害対応等
- ・契約方法：随意契約

「令和8年度 大阪市総合福祉システム（総合福祉システムにおける施設等利用給付制度（PDS）にかかる未移行園（保育料・預かり保育料上限額）、新制度園（預かり保育料上限額）の金額変更）システム改修業務委託」（以下、「本件業務委託」という。）は、前述の「運用保守業務委託」において維持管理を行っている総合福祉

システムについて、システムを停止することなく安定的な運用を継続しつつ、既存機能の改修を行うものである。

このため、「本件業務委託」は、「運用保守業務委託」と接続して提供を受ける同種の特定役務として、契約相手方を「運用保守業務委託」の受注者と同一としなければ当初構築した総合福祉システムを安定的に維持管理及び運用することができない。

なお、契約相手方を「運用保守業務委託」の受注者以外の者とし「本件業務委託」を実施した場合、当システムに障害が発生した際に原因特定や責任区分が不明確となる等、総合福祉システムの安定的な維持管理及び運用に著しい支障を生じるおそれがある。

以上の理由により随意契約の契約相手方を「運用保守業務委託」の受注者である株式会社NTT データ関西とする。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8246)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市国民健康保険等システム（高校生年代まで国民健康保険料均等割額を5割軽減する制度の拡充に伴う改修）システム改修業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

（1）選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム（以下「国民健康保険等システム」という。）は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築、令和2年1月にはサーバ機種更新、令和8年1月には機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社NTTデータ関西（以下「NTTデータ関西」という。）に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム（住記システム、介護保険システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8761）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定にかかる計画素案及び計画書作成等支援業務委託

2 契約の相手方

合同会社デロイト トーマツ

3 随意契約理由

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者に係る施策を包含した総合的な計画として、3年を一期として策定しており、現行計画は令和8年度までを計画期間としていることから、最終年度となる令和8年度が、次期計画の策定期間となっている。次期計画は、令和6年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、市町村においては実情に即した市町村認知症施策推進計画の策定が努力義務とされたことに伴い、令和6年12月に閣議決定された認知症施策推進基本計画を基本としつつ、これまで策定してきた大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と調和のとれた大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画として策定する必要がある。

策定にあたっては、令和7年度実施の高齢者実態調査等により把握した市内に居住する高齢者の日常生活全般の状況、介護保険サービス利用者の満足度や未利用者の意向、介護支援専門員の現場実態、介護保険施設等運営状況等を基礎資料として、計画素案の検討を進める必要がある。

また、計画素案について、パブリック・コメント手続等を経て、市民意見を反映のうえ計画として策定し推進していくにあたっては、素案から計画の各段階において、市民の深い理解と協力が得られる分かりやすいものであることが不可欠である。

さらに、次期計画の策定にあたっては、外部の視点によるこれまでの本市計画の総括、検証をはじめ国や本市に蓄積されたデータの分析・活用、高齢福祉・介護保険・認知症に対する幅広い知見からの公共サービスの充実と課題解決に向けた取組の提案力等のノウハウを活用することで、より効果的で実効性のあるものとするため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、合同会社デロイト トーマツが契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、合同会社デロイト トーマツと地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号